

近年の近代日本における 報徳社などに関する著書の検討・考察

前田 寿紀*

要旨

近年出版された、近代日本における報徳社などに関する著書を取りあげ、内容を検討・考察し、報徳社（さらには報徳会）に関する研究の発展に進むことを提言した。

キーワード：近代日本における報徳社，3著書，経済，「近代天皇制」，戦争

はじめに

本論文は、近年出版された、近代日本における報徳社などに関する著書を取りあげ、内容を検討・考察し、報徳社（さらには報徳会）に関する研究の発展に進むことを提言することを目的とするものである。本論文での筆者（以下、筆者とは前田）による時期の扱いであるが、便宜的に以下のようにする。①近代は、明治維新からアジア・太平洋戦争の終結までとする。②戦中は、満州事変勃発（昭和6年9月18日）からポツダム宣言受諾（同20年8月14日）を受けた玉音放送（同月15日）までとし、その前を戦前、その後を戦後とする。

筆者が取りあげたのは、1. 見城悌治（平成21年）『近代報徳思想と日本社会』ペリカン社，2. 早田旅人（平成26年）『報徳仕法と近世社会』東京堂出版，3. 足立洋一郎（平成26年）『報徳運動と近代地域社会』御茶の水書房，の3著書である。2は近世中心であるが、近世の報徳仕法の後としての近代日本における報徳社などへの言及と、近代日本における報徳社などに関する先行研究への言及があるため、取りあげた。

3著書を取りあげた理由は、3著書共に以下の状況であるからである。(1)報徳社などに関する先行研究の長い歴史をみたくて書かれた比較的新しい著書である。(2)近代の中の一時期対象，一地域対象，単発的論文の1つまたは複数のものでなく、近代を通しての比較的広い地域の記述になっており、ある程度のまとまりがある。(3)伝えている趣旨が全て違うた

*総合福祉学部 教授

め、今後も含めて比較等を通して報徳社などに関する検討・考察が可能である(ただし、本論文では比較はしない)。(4)著書の内容の検討・考察を通して本質的な検討・考察に及ぶことができる材料をもっている。

本論文で特に気をつけたことは、以下である。①個々の記述に対する疑問等の提示を多数行うが、その際には必ず疑問等の根拠を示す。②個々の記述に対する疑問等の提示だけに止まらず、各著書全体に及ぶ本質的な検討・考察に及ぶようにする。なお、①の疑問等の提示においては、筆者が長年研究対象としてきた「遠江国報徳社」(明治8年11月～同44年11月)系の報徳社、「掛川農学社(舎)」(「遠江国報徳社」の別動隊。明治11年2月～。明治11年2月から「集談会」を開催し、同16年7月からは機関誌『勸農俚諷集』を発行。明治21年6月には機関誌を廃し、同年12月頃には社内における実験を止めて所有地等を整理)、「大日本報徳社」(明治44年11月～現在に至る)系の報徳社などの活動、「(中央)報徳会」(明治38年11月～)の活動と照らし合わせるが多くなる。

3著書とも功績は十分にもっておられると考えられるが、紙幅の関係上、功績に関する記述は最小限にさせていただいた。

なお、3著書とも筆者の著書または論文に対する言及をされている。いずれの言及に対しても、筆者の昭和61年から令和3年までの44本の報徳に関する著書・論文・研究ノート内にそれへの回答は既に示されていると考える。本論文では、明確に回答するため、3著書の記述に対する疑問等の根拠を示すために筆者の著書・論文を多用する。複数回にわたって使用するものは以下である。拙稿(平成8年10月)「大正後半期とその前後における報徳社の社会事業・社会教育に関する活動の実態 ―飯田栄太郎主導の活動を事例として―」,千葉県社会事業史研究会『千葉県社会事業史研究』第24号(以下、〈前田A論文〉と呼称)。拙稿(平成14年3月)「二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理と近代日本における報徳社によるその継承」,淑徳大学社会学部『淑徳大学社会学部研究紀要』第36号(以下、〈前田B論文〉と呼称)。拙稿(平成15年4月)「近代日本における報徳社による二宮尊徳の『富国安民』思想・仕法継承の意義」,劉金才・草山昭主編『二宮尊徳思想論叢Ⅰ 報徳思想と中国文化 北京大学における二宮尊徳思想国際シンポジウム特集』学苑出版社(以下、〈前田C論文〉と呼称)。拙著(平成18年3月)『戦中・戦後甘藷増産史研究』学文社(以下、〈前田D著書〉と呼称)。拙稿(平成18年7月)「戦中・戦後におけるアメリカ側の日本への報徳活用の働きかけに関する考察(Ⅰ)」,『二宮尊徳思想論叢Ⅱ 報徳思想研究の過去と未来 国際二宮尊徳思想学会第二回学術大会(東京)特集』学苑出版社(以下、〈前田E論文〉と呼称)。拙稿(平成19年3月)「戦中・戦後におけるアメリカ側の日本への報徳活用の働きかけに関する考察(Ⅱ)」,国際二宮尊徳思想学会第三回学術大会報告書『報徳思想と経済倫理』報徳福運社報徳博物館(以下、〈前田F論文〉と呼称)。拙稿(平成17年3月)「明治期における『(中央)報徳

会』による『富国安民』思想・仕法の内在論理の継承」, 兪慰慈・斎藤清一郎編『報徳学』第2号, 国際二宮尊徳思想学会(以下, <前田G論文>と呼称)。拙稿(平成30年3月)「『河井弥八日記』(昭和20年~同26年)から新たに発見した記述の考察」, 淑徳大学総合福祉学部・コミュニティ政策学部『淑徳大学研究紀要』第52号(以下, <前田H論文>と呼称)。

I. 報徳に関する研究全てに関わる問題

本論に入る前に, 3著書ともに無関係ではないところの, 報徳に関する研究全てに関わる問題を4つ提示しておきたい。なお, 提示する問題は, 報徳に関する研究を行う研究者(報徳に対して第三者としての立場にある。研究者だけの問題ではないが, ここでは便宜的に研究者に限定する。以下, Iでは研究者と略称)全てに関わる問題であると考ええる。

1. 何に対して報徳と冠してよいか・報徳と冠したらよくないかという問題

二宮尊徳が生まれてから今日に至るまでの間で, 自ら報徳と冠していた・いる個人・組織, 自ら報徳と冠していなかった・いない個人・組織によるもの・ことの中には, 報徳と冠してよい・報徳と冠したらよくないの両方がありうるので, 何に対して報徳と冠してよいか・報徳と冠したらよくないかを判断する必要が出てくるという問題がある。この「もの・こと」は, 教説, 考え, 言葉, 思想(本論文では, 以上をまとめて思想の言葉で代表させたい), 活動, 運動, などである(なお, この問題は, 尊徳以外の個人・組織によるもの・ことだけでなく, 尊徳が生まれてから没するまでの間の尊徳自身の思想, 活動などに対してもあるかもしれない<すなわち, 尊徳自身のそれらの中にも, 報徳と冠したらよくないもの・こともあるかもしれない, ということ>と考えられるが, ここでは尊徳以外の個人・組織によるもの・ことに限定してみる)。

この問題に関して, 現時点での筆者の見解を以下に示してみたい。

- a. 結論から言えば, ある研究者が最終判断を示すことができるというものでもないと思われる。
- b. aのような性格のものであるため, 例えば, ある活動に対して多くの研究者から2人をセレクトしたとすれば, 2人の研究者においても, 報徳と冠してよい・報徳と冠したらよくないをめぐり, 4通りの組み合わせが生じうる(ある活動に対して, 2人の研究者において, よい・よい, よい・よくない, よくない・よい, よくない・よくない, の4通りが生じうる)。3人では8通り, 4人では16通りの組み合わせが生じうる。
- c. 筆者は, この問題に関して, 次のように考える。

(1)尊徳の報徳思想・報徳仕法には, 内在論理というものがあると考ええる。尊徳以外の個

人・組織が、この内在論理以外を外からもちこみ、明らかに誤った報徳解釈をしてしまうことが往々にしてあった・あると考えられるので、まずは内在論理と内在論理以外とを区別する必要があると考える(筆者が、一連の研究において、「二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理」のように、「内在論理」という用語を使用する主な理由は、尊徳の報徳思想・報徳仕法の内側に存在する論理と、尊徳以外の人・組織における明らかに誤った報徳解釈や明らかに誤った活動等とを区別するためでもある)。この区別がないことにより、(研究上でも、一般の議論でも)相当な誤解・曲解・混乱が生じることがあった・あると考えるからである。

(2)尊徳の報徳思想には、核(核心)となる部分とその周辺の部分(核〈核心〉を取り巻く部分。仮に「帯になる部分」と呼称)があると考え。まず、筆者は、尊徳の報徳思想の核(核心)は、A. 人々の衣食住を成り立たせようとする、B. 社会を成り立たせようとする、の2つであると考え。次に、帯になる部分は、上記の核(核心)を取り巻く部分であり、解釈として多少変わることはありうる(細かいことを言えば、尊徳であれ、帯になる部分を多少変えたり、そうすることにより個々の報徳仕法の状況を多少変えたりすることがあったと考える)。筆者は、核(核心)となる部分を変える解釈となったら、明らかに誤った報徳解釈となり、それはもはや尊徳の報徳思想ではなく、それには報徳と冠したらよくないと考える。例えば、尊徳の報徳思想の核(核心)となる部分が、人々の衣食住を成り立たせようとする、であるのに、自ら報徳と冠していた戦中の個人・組織が、報徳とは、戦争で人々の命を奪うこと、人々の衣食住を壊すことを肯定することなどの解釈をした場合などである。また、帯になる部分のいき過ぎる解釈となったら、これをどうみるかの判断が必要になると考える。

(3)①尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理を継承した・している、②尊徳の報徳思想の核(核心)となる部分を変えておらず、帯になる部分の解釈がいき過ぎていなかった・いない、という条件を満たしていれば、そのもの・ことは、報徳と冠してよいと考える。

- d. 一部研究者が陥っている問題として、自ら報徳と冠していた・いる個人・組織によるもの・ことは(ほぼ全て)報徳であるとの前提で論を展開しているという問題がある。しかし、筆者は、上記cの考え方により、自ら報徳と冠していた・いる個人・組織によるもの・ことであっても、その全てが報徳であるとは限らないと考える。

このことに関して、筆者は、これまでの研究に対して、次のことを指摘したい。

- ①自ら報徳と冠していた・いる組織に所属していた・いる個人が、その組織内でもその組織の総意としてではなく個人として考えたり行ったりした・するもの・こと、組織から離れて考えたり行ったりした・するもの・ことが、実際にあった・あると考える。よって、研究者は、こうした状況を丁寧に見る必要があると考える。

② 自ら報徳と冠していた・いる個人・組織によるもの・ことの中には、尊徳の報徳思想を明らかに誤って解釈した・するもの・こと、悪い意味で利用した・するもの・ことが存在した・することがありうるし、実際にあった・あると考える。筆者は、これらには報徳と冠したらよくないと思う（報徳からはずれた・離れた状況を明記し、できればその原因・理由等を明記することが望ましいと考える）。理由は、これらを報徳の中に入れて表現してしまうことで、様々な誤解・曲解・混乱が生じる可能性が高いからである。一方、自ら報徳と冠していなかった・いない個人・組織によるもの・ことでも、報徳になっていた・いるもの・こともありうるものであり、これらは理由がつけばそれを明記したうえで報徳と冠してよいと考える。

- e. 筆者が特に注意してみる必要があると考えるのは、①二宮尊徳・金次郎、報徳関係のもの・ことを使おうとした道徳、②戦中等の報徳解釈とそれに基づく言葉・活動である。①に関しては、次のように考える。道徳とは、ある社会で社会生活を営む際に、人々が守るべき行為の規範または規範の総体である。その規範は、ある社会の何らかの主体の意思により、人々が守るべきものとしてその時々“作られる”ものである。例えば、国定教科書などの二宮尊徳・金次郎関係の記述や、二宮金次郎像などには、元よりこの“作られる”要素が入り込みやすかったため、研究者などの第三者は、作られたものの虚・実や背景にある意思等を実証的に明らかにし、その道徳の中身・内容を考察・分析したうえで、報徳と冠してよいのはどれか・どこかを判断しなければならないと考える。②に関しては、戦中等には、自ら報徳と冠していた個人・組織も含めて、尊徳の報徳思想を明らかに誤って解釈したもの・ことや、悪い意味で利用したもの・ことが、特に多数存在したと考えられる。筆者は、尊徳の報徳思想を明らかに誤って解釈したもの・ことや、悪い意味で利用したもの・ことに対しては、報徳と冠したらよくないと思う。これらのもの・ことまで一括して報徳という大きなくりの中に入れて、全て報徳と冠することは、（たとえ、「近代報徳思想」〈筆者の言葉ではない〉などのように「近代」を付けたとしても）荒すぎる論法であり、それによる混乱は非常に大きいと思われるので、研究者は研究上での扱いなどを慎重にしなければならないと考える。したがって、研究者が戦中等の報徳を扱う時には、尊徳の報徳思想の中身・内容は何であり、それが戦中等にどのように明らかに誤って解釈されたり、悪い意味で利用されたりしたのかを明記する必要があると考える。なお、筆者は、戦中等でも、尊徳の報徳思想を正しく解釈したもの・こともあったと考える。
- f. 研究者が、報徳と冠してよい・報徳と冠したらよくないを判断する際には、判断の基準・根拠をもっている必要があると考える。
- g. a～fあたりの見方に関して、仏教を例にして、より大きな視点から次のことも指摘したい（なお、筆者は、仏教は宗教〈本論文では、これを神や仏といった超自然的な力や存在

に対する信仰と、それに関わる儀礼などの営みや制度、とする)、報徳は宗教ではないと考えるが、ここでは視点の問題として指摘したい)。一概に仏教と言っても、①釈迦の思想＝釈迦が教えた「初期仏教」が伝承した仏教、②釈迦没後の「初期仏教」(紀元前の仏教)、③「大乘仏教」(紀元前後あたりから今日に至るまで。多くの大乗経典も生まれた。多くの「大乘仏教」者によって、様々な見解も生まれてきている)、④「上座部仏教」(「大乘仏教」からみた「小乗仏教」)などの流れがある。より細かく言えば、部派、宗派も多数生まれた。③は、②を変えた側面もあるが、その変えた側面も含めて③も仏教とされて今日に至っている。こうしたことから、釈迦没後に展開した考え、活動でも、大元の釈迦の仏教から大きくそれずにある程度の生命力をもって人々(この人々という主語〈主体〉は複雑だと思われる)に認められてくれば、それも一括して仏教とみなされる(仏教という範疇に入れられる)傾向は出てくる。しかし、仏教という範疇に入れてはいけないもの・こともあると考える。

報徳の歴史におけるみなされ方も、上記gのような性格のものかもしれない。報徳思想に関しても、(筆者は「報徳思想」と言ったら、基本的には尊徳自身の報徳思想であると考えてるが、)尊徳以外の個人・組織の報徳的な思想でも、ある程度の生命力をもって人々に認められてくれば、「〇〇(尊徳以外の個人・組織の名)の報徳思想」と言われるようになることもありうる(ただし、このことにはある程度の時間がかかると考える)。さらに、「〇〇(尊徳以外の個人・組織の名)の報徳思想」と言われるようになったものも、この先の長い歴史の中では、「大乘仏教」も「仏教」と言われるようになったように「報徳思想」と言われるようになることもありうる(この先も、こうした「〇〇(尊徳以外の個人・組織の名)の報徳思想」と言われるようになった・なるようなものを、どう扱うか(特に、尊徳自身の報徳思想との相違や距離をどうみるか)という問題は残り続けるかもしれない。

2. 時系列的な連続・継承等、時系列的な非連続・非継承等、の問題

二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法のその後に対して、時系列的な連続・継承等、時系列的な非連続・非継承等の観点からどうみるかという問題がある。

この問題に関して、現時点での筆者の見解を以下に示してみたい。

- a. まず、時系列的な連続・継承等があるものは存在すると考える。それは、思想、精神、文化、遺産(物的遺産、精神的遺産、文化的遺産)、気風、などである。これらは、連続した時間の中で人々が大切にしたり消えないようにしたりし続ければ、後に継承しうる。この考え方により、尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等はある(すなわち、尊徳没後の近世でも、近代でも、現代でも、未来でもありうる、ということ)。なお、上記のものの時系列的な連続・継承等に関して、一瞬たりとも途切れていなかった・いないかどうか

かの判断は難しい。一見途切れていた・いるようにみえても、社会の表に出ていなかった・いないだけのこともありうるからである。

- b. 時系列的な連続・継承等がありえない(時系列的な非連続・非継承等である)ものは、その時間その時間にその社会の中で行われた活動・行動、活動の積み重ね・総体としての運動、などである。ありえない理由は、ある時間とその時間における社会の物理的状況は、後に再現できないことにある(なお、実験室内で純粋な環境を作って結晶を作るなどの化学実験などは再現可能である)。ただし、後の活動・行動、運動などを支える思想、精神などは、上記aのように、時系列的な連続・継承等がありうる。これらより次のことが言える。尊徳の報徳仕法の活動としての時系列的な連続・継承等はない。細かいことを言えば、尊徳の(個々の)報徳仕法(という活動)であれ、その時間その時間で終わっていた(すなわち、尊徳であれ1度として同じ報徳仕法をやれていない)。また、尊徳生存中(天明7<1787>年9月4日～安政3<1856>年11月17日)に尊徳が直接行った活動は、尊徳が亡くなった瞬間に終わった。尊徳以外の個人・組織による報徳に関する活動は、尊徳の報徳仕法(のどれか)とは同一のものではなかった・ない。ただし、尊徳以外の個人・組織による報徳に関する活動を、継承された尊徳の報徳思想が支えていた・いることはありうる。
- c. aのように、尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等がありうるが、次に、何をもって尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等があった・あるとみなすかという問題が生じる。この問題に関する筆者の見解は、I-1-cで前述の考え方と同様に、①尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理を継承した・している、②尊徳の報徳思想の核(核心)となる部分を変えておらず、帯になる部分の解釈がいき過ぎていなかった・いない、という条件を満たしていれば、(近世でも、近代でも、現代でも、未来でも)尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等があった・あるとみなしてよいと考える。逆に、①②の条件からはずれた・離れたら、尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等がなかった・ないとみなしてよいと考える。筆者は、①②の条件から大きくはずれた・離れた報徳解釈を、「明らかに誤った報徳解釈」「報徳の趣旨と違う報徳解釈」と呼称してきた。
- d. 研究者が、時系列的な連続・継承等か、時系列的な非連続・非継承等かを判断する際には、上記に関わる諸々の判断の基準・根拠をもっている必要があると考える。

3. 報徳の歴史における近世、近代、現代の分け方に付随した問題

よく行われるところの報徳の歴史における近世、近代、現代の分け方に付随して、長所のみならず短所も生じるという問題がある。

長所に関しては、例えば以下が指摘できよう。①近世の藩が関わった報徳仕法などと、近代日本における報徳社などの結社による活動などとの時間的区切りを明確にできる。②近世、

近代、現代それぞれの政治体制、制度、時代背景、特徴的な社会の状況などから当時の報徳を理解・説明しやすい。

短所に関しては、例えば以下が指摘できよう。①近世で一括することにより、同じ近世内の報徳でも、二宮尊徳生存中の尊徳のものか、尊徳生存中の尊徳以外のものか、尊徳没後の尊徳のものか、尊徳没後の尊徳以外のものかを曖昧にする。②I-2-aで前述のように、尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等はあるのに、近世、近代、現代で分断してしまいやすくなる。③近世、近代、現代において、それぞれの政治体制、制度、時代背景、特徴的な社会の状況などを大きな前提として、当時の報徳の考え、報徳に関する活動をみてしまうことが往々にしてある。その例を単純な言い方で示せば、“近世は封建制の時代だから、尊徳の報徳思想は封建制の考え方に基づいて作られたはずだ”、“近代は近代天皇制が強まったから、近代の報徳はそのためのものだけであったはずだ”、“近代は戦争が多かったから、近代の報徳は戦争遂行のためのものばかりのはずだ”、“現代(のような新しい時代)においては、報徳という封建時代発祥のものは時代錯誤のはずだ”、の類である。④近代は、アジア・太平洋戦争の終結までで一区切りされやすく、近代の報徳をアジア・太平洋戦争に向かったものとしたり、報徳の行き着いた姿がアジア・太平洋戦争であったとしたりして描かれることが起きる(このように描く研究者は、報徳の歴史をアジア・太平洋戦争の終結やその終結からすぐのあたりまでで区切り、その後をみない傾向はある)。

なお、筆者が本論文を含め、近世、近代、現代の分け方を使用するのは、便宜的な意味においてである。例えば、「近代」の用語を使用する場合でも、“便宜的に分けた近代という時空間の中における”という意味であり、上記のような“近代は近代天皇制が強まったから、近代の報徳はそのためのものだけであったはずだ”、“近代は戦争が多かったから、近代の報徳は戦争に向かうためのものばかりのはずだ”、という前提でみているところの「近代」ではない。

4. 特に本論文でみる近代という時空間の中において、何をもって報徳思想とされるのかという問題

筆者は、上記I-1において、二宮尊徳が生まれてから今日に至るまでの間で、自ら報徳と冠していた・いる個人・組織、自ら報徳と冠していなかった・いない個人・組織によるもの・ことの中には、報徳と冠してよい・報徳と冠したらよくないの両方がありうるということ述べた。また、上記I-2-aにおいて、尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等はある(すなわち、尊徳没後の近世でも、近代でも、現代でも、未来でもありうる、ということ)と述べた。

ここでは、特に本論文でみる近代という時空間の中において、何をもって報徳思想とされるのかという問題を提起したい。

近代において尊徳の報徳思想を解釈した個人・組織は、膨大な数にのぼり(見方によって

は、無数)、富田高慶、斎藤高行、福住正兄、岡田良一郎という尊徳のいわゆる「四高弟」と言われる人々だけではなかった。

「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」内の個人だけにしぼっても、以下の①～⑧とその他の人々と数多かった。①「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の顧問の岡田良一郎、一木喜徳郎、松井茂、中川望、佐々井信太郎、片平信通。②「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の報徳社社長の岡田佐平治、岡田良一郎、岡田良平、一木喜徳郎、河井弥八。③「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の報徳社副社長の伊藤七郎平、小野江善六、永井五郎作、山田猪太郎、鷲山恭平、佐々井信太郎、片平九郎左衛門、中村陸平、河井弥八。④「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の「名誉訓導」として講演をした小松倍一、細田多次郎、土井亀之進、金原明善、山崎延吉、浅井小一郎、角谷源之助、井口丑二、佐々井信太郎、他多数(「訓導」も多数)。⑤「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の「農事講師」として農業上の研究・指導・講演をした原田瀬平、以下多数。⑥「掛川農学社(舎)」の「集談会」で講演したり、その機関誌に報徳思想の解釈を投稿したりした人々。⑦「大日本報徳社」の本社の「講師」として講演をした松島十湖、山田猪太郎、橋本孫一郎、鈴木良平、鷲山恭平、飯田栄太郎、草山惇造、小野仁輔、藤田訓二、丸山方作、加藤仁平、中津川定次郎、河西凜衛、他多数。⑧「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の機関誌に報徳思想の解釈を投稿した人々。

近代において尊徳の報徳思想を解釈した個人・組織は、「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」内の個人だけにしぼっても、上記①～⑧他多数と非常に多く、「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の報徳社社長の報徳解釈イコール「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社・支社の構成員全員の報徳解釈、とはいえない側面もあると考えられる(そこで、筆者は、「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社・支社、「掛川農学社(舎)」の組織としての活動に着目して研究を行ってきた)。

また、(報徳社ではないところの)「(中央)報徳会」と地方斯民会・地方報徳会においても、その構成員は数多く、尊徳の報徳思想を解釈した個人は多かった。

こうした状況の中で、近代という時空間の中において、何をもって報徳思想とされるのかという問題が生じる。

この問題に関して、筆者の見解を以下に示してみたい。

- a. (先行研究がよくやってきたところの) 尊徳のいわゆる「四高弟」と言われる人々の一人または複数に限定し、さらに短い少数の言葉のみ捉えて、近代という時空間における報徳思想とすることは、狭域的、限定的になってしまうと考える。
- b. 近代において尊徳の報徳思想を解釈したある個人・組織でも、(正しい報徳解釈だったのか誤った報徳解釈だったのかの判断は、研究者がもたなければならないと考えるが) 正し

い報徳解釈をした場面、誤った報徳解釈をした場面の両方があったことも想定しなければならない。

- c. I-1で指摘した問題と関わらせて、このI-4の問題をみてみると、近代において尊徳の報徳思想を解釈した個人・組織の、誤った報徳解釈ばかりを拾い集めてきて、それらをつなげて、あたかも近代という時空間における報徳思想であったかのように論を展開することに對しては、慎重であらねばならないと考える。
- d. 筆者は、近代において尊徳の報徳思想を解釈した個人・組織のその解釈に関して、研究者が、誤った報徳解釈をみつけたり、個人同士の解釈のぶつかりあいを見つけたりする作業は、研究上必要だと考える。それによりみえてくるもの・こともあるからである。しかし、筆者は、尊徳自身も活動[・]を重視したし、近代という時空間においても言葉・文章に表れた解釈よりも実際に行った活動[・]から発せられるメッセージの方がより強いと考える。したがって、近代という時空間に對しても解釈に着目することのみに終始すべきでなく、活動[・](およびその活動を支えていた思想)を発掘する作業を抜きにしてはならないと考える。
- e. 何らかのイデオロギーに則った歴史観から、近代において尊徳の報徳思想を解釈した個人・組織の解釈群をみることから、脱却しなければならない。

II. 見城悌治(平成21年)『近代報徳思想と日本社会』ペリカン社

1. 著書の目的・趣旨に関して

[見城氏]

- ①「近代天皇制思想の成立要因を、権力からの暴力的な統制・強制のみでなく、民衆側が有していた(であろう)支配統合を一定程度受け入れる要素・基礎と重ねてみる必要があると理解するに至った。…修士論文では、地方改良運動期の統合思想の核(の一つ)と指摘されていた『報徳思想』を掘り下げようと試みた。…その課題を発展させたものが本書である。」(p.436)

[筆者]

- ・以下、見城氏自身の記述や記述の仕方により、読み手が理解しにくい状況を生み出していると思われることを中心に指摘させていただく。
- ・①内の「権力」について、考えてみたい。まず、近代における「権力」の主体であるが、一般的には、天皇、国家、政府、政治、行政、などが想像される。氏の文脈では、近代天皇制における天皇(後の、象徴天皇制における天皇ではないところの)や近代日本の国家を想定している面が強そうである。次に、「権力」の中身・内容、意味であるが、「権力」という単語だけだと多くの推測や膨らんだイメージをもたせられてしまう状況にある。多く

の推測や膨らんだイメージとしては、法律でいうところの他への強制力、制度化された強制力、人々の生命・財産などを守ってくれる権限、人々への物理的・暴力的な圧力、人々への精神的苦痛を与える圧力、人々に有無を言わず一方的に支配する力、人々を服従させる力、などである。次に、「権力」が使われる場面であるが、「権力」という単語だけだと、人々の生命・財産などを守ってくれる場面、人々に戦争遂行への賛同・協力を強制・半強制・強要する場面、など多くが想像されてしまう。氏が想定する「権力」の中身・内容、意味は、①内にある「暴力的な統制・強制」、「支配統合」の言葉から推測されるように、相当悪い意味ばかりであろう。

氏の「権力」だけの言葉の出し方では、読み手に上記のような明確さをもたせない状況を作ってしまうので、使用している言葉に対して読み手の誰もがその中身・内容、意味がわかるような明確な説明が必要であると思われる。

- ・氏は、①のように“権力とその支配を受け入れる民衆とによる近代天皇制思想の成立”という図式をあらかじめ作ってあって、近代の報徳思想の研究に入っている（すなわち、“最初に結論ありき”の状態になっている）ので、この時点で研究の客観性が保証されるのか疑問が生じる。
- ・氏は、タイトルにあり氏が作ろうとする「近代報徳思想」（これは、氏の言葉である。I-4で前述のように、近代において尊徳の報徳思想を解釈した個人・組織は、膨大な数にのぼった〈見方によっては、無数〉と考えられるので、筆者は、その輪郭を描き出すのは容易ではないと考える）なるものを、氏が考える「近代天皇制思想」（さらには、実態としての「近代天皇制」も入るか）に、限りなく近づけていきたいのであろう。したがって、氏が最も重要であると考えていると思われるものは、「近代天皇制思想」であろう。しかし、氏自身が、その「近代天皇制思想」そのものの中身・内容、意味をどのように捉えるのかを、本書全体からしても、明確に説明していない（本書の「索引」にもない）ので、読み手には理解しにくい。
- ・氏は、思想を中心にみようとしているが、思想イコール社会の実態ではないのではないのか。本書のタイトルに即して言えば、「近代報徳思想」イコール近代の「日本社会」（の実態）ではないのではないのか。

2. 全体的な論調に対して

[筆者]

- ・見城氏は、以下の4点において、理解しにくい状況を自ら生み出していると思われる。ア。使用しているキーワード自体を大きく片寄らせている。II-1-[見城氏]-①の引用文だけでも、「権力」「暴力的」「統制・強制」「支配統合」「近代天皇制思想」などである。イ。

片寄せたキーワードを使用しての解釈が、あらかじめ作ってあった図式に落とし込むためになっている。ウ. 随所に個人的感情(「きわめて奇異かつ印象強い偶像」(p.36), 「忘却のかなたに押しやられたかに見える」(p.134), 「以下の発言を見よ」(p.335), 「苦笑するしかない」(p.341), 「やはり大きな反省が求められる」(p.363), 「筆者にとって非常に興味深い」(p.394), 他)を多数混ぜている。エ.(筆者からみて,)尊徳の報徳思想を明らかに誤って解釈したもの・こと, 悪い意味で利用したもの・こと(I-1-eなどで前述)まで含めて, 一括して報徳と冠している。オ. 氏の図式に当てはまらない史・資料を大きく捨象している。

3. 本文中の各記述に対する疑問

(1)「報徳思想」という言葉とその把握について

[見城氏]

- ①『「報徳思想」を掘り下げようと試みた』。(p.436)
- ②「二宮尊徳の思想(あるいは報徳思想)」。(p.9)
- ③「近代報徳思想」(p.10)と表記している所もある。
- ④「近代報徳思想」とは, 「尊徳門人および後継者たちが, 師たる二宮尊徳の再構成作業を通じて生成してきた思想のこと」。(p.14)
- ⑤第七章では「報徳主義」(p.235, 他)を使用。

[筆者]

- ・本書で「報徳思想」と言った時, 「二宮尊徳の思想」を指している場合(②他)と, 「近代報徳思想」を指している場合(③他)とがある。また, どちらともわからない①のような場合もある。本書の中では, 「近代報徳思想」の表記(③他)もあるが, 「報徳思想」の表記(①②他)も多い。見城氏が「近代報徳思想」を想定したいであろう箇所, 「報徳思想」の表記になっている箇所では, 読み手が「二宮尊徳の(報徳)思想」と間違えることも起こりうる。なので, 「近代報徳思想」を想定したい箇所は, 全て「近代報徳思想」の表記で通した方がよかつたのではないか。
- ・上記の表記上の問題より重要な問題として, 以下がある。ア. まず, 氏による「二宮尊徳の(報徳)思想」の全体的な中身・内容の把握・提示がなされていない。したがって, それかわからない。イ. 次に, 氏による「近代報徳思想」なるものの全体的な中身・内容の把握・提示がなされていない。論の途中で多数の個人のを少しずつ出す形をとっている。ウ. 最後に, 氏による「二宮尊徳の(報徳)思想」と「近代報徳思想」との共通点・相違点が明確に示されていない。

(2) 継承か非継承かに対して

[見城氏]

- ①「尊徳の実践・思想は…，門人（近代に生きた尊徳のいわゆる「四高弟」かー引用者）たちによって確実に受け継がれていた。」(p.114)
- ②「葛藤と融和を繰り返す中で，創出・生成していった思想を，筆者（見城ー引用者）は『近代報徳思想』と名付け，…」。(p.10)
- ③「尊徳門人および後継者たちが，師たる二宮尊徳の再構成作業を通じて生成してきた思想のことを『近代報徳思想』と名付け，…」。(p.14)
- ④「尊徳死後の報徳解釈はある意味で，すべてが『適合報徳主義』といえる。」(p.363)
- ⑤「近代以後に『正しき尊徳原理主義』を確立することは至難のわざといえる。」(p.363)

[筆者]

- ・①で，明確に「尊徳の…思想」が，「門人」によって「確実に受け継がれていた」としており，②～⑤（特に，④⑤）の言葉と矛盾している。

(3) 近代は，報徳の「宗教」化から「道徳」化になったとすることに対して

[見城氏]

- ①「報徳の『宗教』化から『道徳』化への傾斜を促進し，『近代報徳思想』が誕生した。」(pp.216～217)
- ②「尊徳が，後継者たる報徳社人によって『道徳学』のみに押し込められてしまった」。(p.134)
- ③「岡田（岡田良一郎ー引用者注）にとって，かつて最も執着したはずの（「掛川農学社（舎）」のー引用者注）実験部門失敗の記憶は，忘却のかなたに押しやられたかに見える」。(p.134)
- ④「今市地域は『報徳』の指導者を失い，…。実践のない観念的な哲学や，自らを行動にかり立てない一方的な崇敬心に止まった…。…『お祭り』のみにとどまってしまったと言え，言い過ぎであろうか。」(p.216)という今市市史編さん委員会編（昭和55年）『いまいち市史』の文章を引用。

[筆者]

- ・①について，「宗教」化の状況を示されたい。遠州の「遠江国報徳社」系報徳社は，幕末などの前史も含めて「宗教」化から入っていない。
- ・見城氏自身が，岡田良一郎の「財本徳末」を取りあげ（pp.139～145），財をやっていることを既に認めているので，「道徳」化と言えないのではないか。また，氏は，「駿河国報徳社」の指導者の一人高田宜和は，「在地において道徳的修養と経済的致富の両全を果たそうとした」(p.17)などとも書いており，「経済的致富」を明記している（なお，岡田良一郎も「致富」を論じていた）。

- ・氏は、報徳社の活動そのものをみていないようであるが、「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」の活動を時系列的にみても、「道徳」化ではなく、荒地の開拓と「心田」の開拓の両立にこだわっている状況が窺える(〈前田C論文〉)。
 - ・③のように、「掛川農学社(舎)」の実験取りやめという一点をもって「失敗」と断定しない方がよいと考える。先進的な「掛川農学社(舎)」の実験とそのあたりから始まり後へとつながっている「遠江国報徳社」「大日本報徳社」等の農業上の知識・技術を追求した伝統を丁寧にみる必要があると思われる。ここでは、以下に、このあたりの伝統を簡単に示しておきたい。
- ア. 岡田良一郎は、「掛川農学社(舎)」設立以前から先進的な試験をしていた。例えば、津田仙と交友をし、津田が奨励していた^{ろそく}蘆粟という糖蜜を出す食物を「掛川農学社(舎)」設立以前に津田から取り寄せ、近隣の丸尾文六と試験した。津田は、主宰する「学農社」の『農業雑誌』の第4号(明治10年10月)「蘆粟より砂糖を採る法」で、良一郎等の試験を、「農事を改良するの一大美事」¹⁾として伝えた。
- イ. 「掛川農学社(舎)」は、「遠江国報徳社」の別働隊として、明治11年2月に良一郎を社長として農事改良を図るために開設された。明治11年2月から「集談会」を開催し、また同16年7月からは機関誌『勸農俚諷集』を発行して、報徳の教説および農業上の知識・技術の普及を行った。さらに、「農学教員」「農事(巡回)講師」を雇用して農業上の実験を社内外で強く推奨したが、松方デフレ等の影響を受け、同21年6月には機関誌を廃し、同年12月頃には社内における実験を止めて所有地等を整理することとなった。しかし、ここで「掛川農学社(舎)」の活動は断絶したわけではなく、「遠江国報徳社」やこの時期に多数結成された「遠江国報徳社」支社の活動へと受け継がれた。わが国が国立の農事試験場の嚆矢「西ヶ原農事試験場」を設立(於 東京府)したのは明治26年4月であり、農商務省が「府県農事試験場規程」を公布したのは同32年8月であったから、「掛川農学社(舎)」の「種芸場」「植物園」設置による実験は先進的であり、筆者はそのことだけでも高く評価できると考える。
- ウ. 「報徳学研究会」(明治14年3月～)の人々、「報徳学訓導」(明治31年～)、「報徳学名譽訓導」(明治42年2月～)という報徳や道徳を教える人々だけでなく、「掛川農学社(舎)」の「農学教員」・「農事(巡回)講師」, 「掛川農学社(舎)」併設の「遠江獣医講習所」の教師, 「遠江国報徳社」の「農事講師」などの諸活動の歴史がある(拙稿〈平成16年3月〉『掛川農学社(舎)』の教育活動の実態, 筑波大学教育学会編『筑波教育学研究』第2号)。
- エ. 「掛川農学社(舎)」の「農事(巡回)講師」の知識は以下。明治11年7月から、講師を雇い、「村々ヲ巡回セシメ」た(岡田良一郎『第二回巡回紀行』明治15年)。これが「農

事(巡回)講師」の雇用の始まりと思われる。尊徳やその弟子は、「廻村」をして荒地の開拓、「心田」の開拓の指導をしたが、「農事(巡回)講師」の巡回は、そのことに範をとったものと思われる。農商務省および「大日本農会」が、「農事巡回教師」の制度を設けたのは、明治18年～同26年であったから、「掛川農学社(舎)」の活動は早いものであったといえるので、筆者はそのことだけでも高く評価できると考える。

小川誠(昭和34年)「中遠における水稻生産力の形成過程—明治中期を中心として—」, 農業発達史研究会『日本農業発達史』別巻下, 中央公論社, によると, 明治中期の中遠(磐田・小笠・周智3郡)において報徳社または「掛川農学社(舎)」が関わって起こった農業上のことは, ①正条植の普及, 選種法の奨励, 土肥の変質, ②金肥・水稻統一品種の急激な普及, ③牛馬耕・排水の進展, であった²⁾。

オ. 「掛川農学社(舎)」内の実験部門が終わっても, 「集談会」は継続され, 「集談会」では個人などの実験・研究が発表された。機関誌にも, 農業研究成果が多数掲載された。拙稿(平成元年3月)「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究(Ⅱ)—『掛川農学社(舎)』の『集談会』を中心に—」, 金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第9号, で「集談会」の演説の内容等を分析したので, 参照されたい。

カ. 大正期に至っても, 「大日本報徳社」(明治44年11月から)系列の報徳社の人は, みかんや茶の生産の研究をよくした。みかん, 茶のどちらの分野でも, 「大日本報徳社」系列の報徳社の人々が雑誌・機関誌まで出していた(〈前田A論文〉)。

キ. 戦中でも, 「大日本報徳社」の人々やその周辺の人々は, 農業上の知識・技術に関する実験・研究, 食糧増産・確保を行った。中でも, 丸山方作(「大日本報徳社」の「農事講師」とその弟子(「大日本報徳社」の「農事講師」陣など)の農作物の実験・研究の情熱と活動は特筆に値する。また, 丸山はアジア・太平洋戦争前から「丸山会」「明朗会」という農業研究会で様々な農作物の実験・研究を盛んに行っていた(「第一回丸山会」は, 『丸山方作日記』昭和5年, によると, 昭和5年4月3日)(〈前田D著書〉)。

ク. 近代を通して, 「遼江国報徳社」, 「掛川農学社(舎)」, 「大日本報徳社」の人々は, 農業上の知識・技術に関する実験・研究をした。

ケ. 戦後に至っても, 「大日本報徳社」の人々は, 農業上の知識・技術に関する実験・研究, 食糧増産・確保を行った(〈前田D著書〉等)。

- ・④は, 近代ではなく現在における今市市史編さん委員会の人による今市地域の状況に対する感想である(なお, この『いまいち市史』が書かれた時の今市市は, 現在は日光市)。

(4) 報徳が日露戦後に「万能薬」にされたということに対して

[見城氏]

- ①「万能性を期待された思想が、近代日本に存在した。…二宮尊徳…に由来する報徳思想である。」(p.7)
- ②『『近代報徳思想』…日露戦争後の諸問題を克服する万能薬のごとく、『発見』される』。(p.225)

[筆者]

・氏は、氏が名づける「近代報徳思想」(この全体的中身・内容はわからない)が「万能薬」とされたとするが、筆者はその前提自体が違うと考える。例えば、「(中央)報徳会」であれ、報徳を「万能薬」としていたというよりも、報徳に関する研究、学習、模索の過程であったと考える。その過程は、拙稿(平成11年3月)「明治期における『(中央)報徳会』に関する基本的資料」、淑徳大学社会学部『淑徳大学社会学部研究紀要』第33号、で示した。

(5) 日露戦後の報徳を国家への従属だけに収斂することに対して

[見城氏]

- ①“権力とその支配を受け入れる民衆による近代天皇制思想の成立”という図式のもと、報徳は「日露戦後ではとりわけ国家への従属を促す思想として立ち現れる」。(p.270)

[筆者]

- ・II-1-[筆者]で前述のように、見城氏自身が、「近代天皇制思想」そのものの中身・内容、意味をどのように捉えるのかを、本書全体からしても、明確に説明していない。
- ・筆者は、拙稿(平成16年3月)「明治期における『(中央)報徳会』の先行研究の再検討」、兪慰慈・斎藤清一郎編『報徳学』創刊号、国際二宮尊徳思想学会、において、「(中央)報徳会」の機関誌『斯民』から報徳関係のものを「選定記事」として選出し、その言論活動から、天皇制、(国民)支配、封建制(前近代性)の3つからでも捉えきれない側面があったこと、社会づくりの提言をしていたことを示した。また、〈前田G論文〉において、「(中央)報徳会」が、貧困問題解決の方法の提示をしていたことを示した。
- ・前者の論文で、上記のうちの天皇制では捉えきれない側面を、「選定記事」でも把握されている以下のことをもって示した。(1)「萬物の父母」である「天地」への報徳、の「天」の意味は、天皇ではなく、天然・自然の意味である。(2)神道の本質を生産とみる。(3)君主等の役目として、絶対的親愛をもって、万民を愛育し、「安民」の状態にすることを求めている。(4)「萬物の父母」である「天地」への報徳、は自己への行為でもあり、自己を大切にすることでもある。(5)尊徳は、円を、価値の根源で、そこから価値を無限に創造するものとする。これより、未来志向的な価値創造を重視する報徳は、1つの社会体制・社会状

況の考え方に収まりきるものではない。また、(国民)支配では捉えきれない側面を、「選定記事」でも把握されている以下のことで示した。(1)人間の行動基準は「天地」である。(2)尊徳が、「人君」は永世動かすことが不可能な特定の者とはしてはいてなく、それよりも努力した人間が重要であると考えており、また、「人君」の役目を「安民」とし、厳格に「人君」に食を守り存続させ「安民」状態にできるか否かの実質を問いた。(3)いわゆる下からの発想をもっている。(4)よい状況にする時またはなつた時に、喜び・幸福等のみようとしている。

- ・本書は、こうした側面を大きく捨象していると考ええる。

(6) 報徳会を報徳社人達が後押ししたということに対して

[見城氏]

①「半官半民団体『報徳会』を報徳社人達は原則的に後押しすることになる」。(p.169)

[筆者]

- ・本書の中で、①の文中の「報徳社人達」の具体的な実名、「後押し」の状況(実態)が書かれていない。「報徳社人達」の大きな「後押し」の状況があったのであれば、実証して明記されたい。この作業なしに①を述べると、報徳会と報徳社との関係に関して、読み手に誤解・曲解・混乱を与える可能性がある(筆者の見解では、二宮尊徳のいわゆる「四高弟」の一人、「遠江国報徳社」・「大日本報徳社」社長の岡田良一郎や、他の報徳社の系列の社長などが、「(中央)報徳会」に所属しなかったこと、などは大きな意味がありそうである)。

(7) 太平洋戦争時に関する筆者の研究に対する間違い

[見城氏]

①「大日本報徳社副社長の佐々井(信太郎—引用者注)が戦時下において報徳の思想や方法を通じて、国内の荒村復興や食糧増産という救民的問題を行っていたことを正しく評価すべきという見解」(p.342)があるとして、筆者の著書・論文をあげている(p.376)。

[筆者]

- ・筆者は、拙稿(平成7年3月)「昭和恐慌下における佐々井信太郎の『国民生活建直し』構想」、淑徳大学『淑徳大学研究紀要』第29号、において、「大日本報徳社」が、報徳の教説を基に国民生活建直しを図る目的で行った講習会である「国民生活建直し指導者講習会」を分析した。ここで、佐々井に関して言及した。
- ・筆者が、〈前田D著書〉等において、戦中等の食糧増産(中でも甘藷増産)に関して言及してきたのは、「大日本報徳社」副社長の佐々井信太郎ではなく、(同時期に副社長職が重なっていたこともある)「大日本報徳社」副社長・社長の河井弥八と同社「農事講師」の丸山方作などであるので、①の記述は事実と違う。

- ・筆者は、「正しく評価すべき」という言葉は使っていない。筆者の研究の真意は、(先行研究等における、報徳社自体の活動や報徳社の人々自体の活動に関する史・資料収集・分析の作業抜きの論理展開に対する問題意識から)報徳社自体の活動を抜かさずになるべく正確に捉えようとするところにある。筆者は、一面的・独断的に「正しく評価」しようとは考えていない。例えば、〈前田D著書〉においては、戦中の「大日本報徳社」が関わった甘藷増産には「“人を生かす”という側面と“人を殺す”という側面の両面」(p.260)があったと明記し、そうした趣旨で書いたので確認されたい(なお、戦中における甘藷以外の食物による食糧増産は、“人を生かす”ためであった。戦後における甘藷と甘藷以外の食物による食糧増産は、“人を生かす”ためであった)。

(8)「報徳」と戦争とを関らせることに対して

[見城氏]

- ①「戦時下において報徳が『皇道主義』と強く結ばれ、朝鮮半島や『満州国』に出ていき、また『大東亜共栄圏』への普及も企図されたこと」(p.362)は、「尊徳没後の近代社会に『報徳思想』を継受再生させようとしてきた後継者たちの営為のあり方の一つの結実といえる。」(p.363)
- ②「『一円融合生々発展』…これは…戦争を含む社会の諸矛盾が融合の内に解決するとされた。また、基本様式とされる『勤労分度推譲』…。これらはともに、尊徳が自身の思想の中でとりわけ重視した特色的な考えである。」(p.346)

[筆者]

- ・①の文章の「報徳が…出ていき」の主語(主体)は、「報徳」でよいのか。また、①の「後継者たち」は、誰なのかを明確にされたい。尊徳のいわゆる「四高弟」の富田高慶、斎藤高行、福住正兄、岡田良一郎は入るのか。もし、彼らが入るのであれば、(彼らは、ここでいう戦時には存命ではなかったが、)彼らのどうした「営為」が、後の戦争にどう結実したのかを明記されたい。
- ・見城氏が「報徳」(ここのかぎ括弧つき「報徳」は、氏が報徳としているところの報徳のこと)と戦争とを関らせているあたりの諸々のもの・ことに対して、どれが・どこがどうという理由で報徳と冠してよいか、丁寧にみる必要があったと考える(I-1の問題より)。
- ・筆者は、①にある「朝鮮半島や『満州国』に出ていき」前後で、尊徳の報徳思想の核(核心)となる部分を変える解釈をしたもの・ことは、もはや報徳ではなかったと考える(I-1-e, I-2-c, III-4-(3)-[筆者]-a~h, V-3, などより)。
- ・②の「戦争」には、国同士の戦争も含むのか明記されていないが、氏が扱っている時期から推測して国同士の戦争も含むとすると、この文章は国同士が戦争をしても諸矛盾は解決

すると尊徳が述べたかのようなものになる。しかし、管見では、尊徳はそうのように述べていないので大きな注意が必要と考える。尊徳は、「海外萬国」(『報徳外記』25)への「推譲」を述べた。また、近年(すなわち、近代よりも後に)筆者が明らかにしたが、尊徳は幕府の外国船打ち払いに関する対応に批判的であり、「分内を儉約して海内を撫育し、分外を譲って海外に及ぼす」という道理を明確にしていた(拙稿〈平成24年3月〉「報徳思想・報徳仕法の内在論理からみた幕末・維新(1)」、『報徳学』第9号、国際二宮尊徳思想学会。ただし、この批判的だった事実は、後の戦中の人々には知られていなかったと思われる)。

・筆者は、現時点で尊徳の言葉の中に、「一元」は確認できているが、「融合」「生々発展」は確認できていない。「融合」、「一元融合」という造語、「生々発展」は、尊徳ではなく、ずっと後の佐々井信太郎によるものと思われる(ので、尊徳の報徳思想と佐々井によるその解釈との区別が必要と思われる)。

(9)「反省」に対して

[見城氏]

- ①「植民地や占領地において彼我に横たわる文化的差異に想いを至らせられず、その思想(近代報徳思想－引用者注)を一方的に強要しようとしたことに関しては、やはり大きな反省が求められる」。(p.363)
- ②台湾の小学校教育における「『二宮金次郎』教材」(pp.364～369)と、朝鮮の修身書である「金次郎教材」(p.370)を紹介している。

[筆者]

- ・見城氏は、客観性が求められる研究論文(それも過去の歴史に対する研究論文)の中で、①のように「反省」を求めているが、そのこと自体をやってよいのか疑問である(研究者は、研究上で、事実やわからないことを明らかにすることが本務であると考え)。また、氏が「反省」を求める対象者は、どの個人・組織なのか書かれていないので、より混乱を生じさせる。
- ・氏は、ア. 進出したこと、イ. 伝えた行為そのもの、ウ. 伝えた中身・内容、等のどれがどのように問題だったのかを、実証的に明確に示す必要があったと思われる。
- ・特に、伝えた中身・内容の分析・考察が必要であると思われる。そして、それが尊徳の実態(実像)、尊徳の報徳思想などと同じか否かをみる氏自身の基準・根拠をもって示す必要があると考える。
- ・氏は、植民地や占領地の人々の報徳に対する“負の感情”(例えば、“報徳は人を苦しめる悪いものだ”の類の感情)までは出し切れていない。
- ・筆者は、植民地や占領地の人々に、もしも尊徳の報徳思想が正しく伝わっていたならば、

この植民地化や占領は間違っているという考えが芽生えることがあっても不自然ではないと考える(このあたりの研究は、今後の課題)。

(10)「植民地や占領地」で伝えたとしてほしいのは「道徳」か「文化」か。それらのどれがどう問題であったのか。

[見城氏]

・このことに関して、氏の見解は不明。

[筆者]

・見城氏は、伝えたことを「道徳」、「文化」、「近代報徳思想」の用語を混ぜて書いているので、どれなのかわからない。そして、氏は論調から問題ありとしようとしているので、それらのどれがどう問題であったのか、特に伝えた中身・内容の分析・考察と、それに対する現地の人々の具体的反応・受けとめの実態を通して指摘する必要があったと思われる。

〈仮に道徳として〉

・氏の功績として、Ⅱ-3-(9)-[見城氏]-②の教材(修身の教材を含む)を発掘され、本書に載せられたことがある。そこまでやられたのであるから、教材にある道徳の中身・内容の分析・考察と、それに対する現地の人々の具体的反応・受けとめの実態などの分析・考察をする必要があったのではないか。それらなしに、苦しめた、「反省」すべきに飛躍していないか。

〈仮に文化として〉

・一般に、ある文化が異種の文化と接触し様々なこと(例。「文化変容」「異文化衝突」「文化融合」「異文化交流」)が起きることはあった・ある。仮に、「植民地や占領地」の人々の文化と日本の報徳の文化とが接触し何かが起こったとしても、起こったという事象としては何も不思議なことではない。氏が、もしそれが苦しみだけだったとするのであれば、(当時の人々の意識等から)実証する必要があると思われる。

Ⅲ. 早田旅人(平成26年)『報徳仕法と近世社会』東京堂出版

1. 本書の功績など

筆者は、拙稿(平成28年3月)「早田旅人著『報徳社会と近世社会』前田寿紀、日本歴史学会編(平成28年3月)『日本歴史』吉川弘文館、において、近世部分に関する本書の功績を、(1)イデオロギーや一視点(例。「下層民切捨て」論。封建的見解)に縛られた研究ができなかった仕法全体の状況の実証的解明に近づけた、(2)仕法に西相模・小田原藩領の慣行・生活様式やそこでの尊徳の経験がある点を示した、(3)上層・中層・下層民を含めた仕法の構造、

百姓やネットワークの状況を示した、等がある、と指摘した。ただし、近世に対しては、丁寧な実証的な記述が中心であるのに対し、近代に対しては、そのような記述からは離れてしまっていると思われる。なお、上記「切捨て」は、筆者の意図する言葉ではない。

2. 早田氏の近代の報徳に関する見解について

[早田氏]

早田氏の近代の報徳に関する見解を箇条書きで示すと、以下(pp.434～436より)。

- ① 領主制の廃止以降、公権力により実施される報徳仕法はみられなくなった。(p.434)
- ② 近代に盛んになるのが、「民間の報徳運動」である。そのことで、近代の報徳仕法・報徳運動は、その性格を大きく変容させた。(p.434)
- ③ 遠江国報徳社・大日本報徳社社長で近代報徳運動の指導者の岡田良一郎は、近代の報徳運動は、「興国安民」を目指すものではないと言った。(pp.434～435)
- ④ こうして、報徳運動は、「公権力に民衆の生活安定・福利実現の責務を訴えてきた近世の報徳思想の一側面をそぎ落とす」ことになった。(p.435)
- ⑤ そのため、近代の報徳運動・報徳思想は「専ら民間の自力更生、自助・共助を引き出し、奨励するもの」となった。(p.435)
- ⑥ 明治6年、福住正兄が教導職の立場からの報徳運動を企図し、報徳教会を設立した。教導職の廃止後も報徳会克讓社と改組して活動を継続し、各地に支社を広げていった。これら近代の報徳社の活動は一般村民を社員とした互助的な融通が中心となり、近世の克讓社の「地主による富の再分配」という性格は消えた。(p.435)
- ⑦ その後、報徳運動は「社会の近代化にともない存在意義が希薄化するなかで、低迷しつつも活動を続ける」。(p.435)
- ⑧ 国家が進める地方改良運動が契機で、報徳運動は明治40年代以降、再び隆盛を迎えた。地方改良運動は、日露戦後の社会の疲弊に対応すべく「納税完遂・勤儉貯蓄・農事改良・風紀改善を目的に推進」されたが、報徳社はその担い手として自任し、期待され、運動の活性化、組織拡大のためにもこれへの貢献を喧伝した。(p.435)
- ⑨ この時期、各地の報徳社は「社員への資金融資・親睦・生活改善の場として互助的な活動」を行う一方で、結社式には必ず戊申詔書を捧読するなど、「地域に国策を織り込む装置」ともなった。(pp.435～436)
- ⑩ アジア太平洋戦争戦時下には、報徳社は「戦争に向けた国策協力や国家意識鼓吹の場」としての性格を強めた活動を展開した。「社員の生活改善に向けた実質的な活動は空洞化」した。ここに至り報徳運動は、かつて尊徳が訴えていた「権力・富者に民衆福利の責務を求め主張」と、大きな懸隔をみせた。(p.436)

⑪ 近代の報徳運動は、「国家・公権力に民衆の福利＝公助を求める主体性をそぎ落とした」。運動の活性化のためにも地方改良運動やアジア太平洋戦争といった「国家的課題・要請を当然のごとく自らの課題として受け入れ」た。「国家的課題自体の批判はしなかった」。(p.436)

⑫ 「国家に対する主体性の欠如ゆえ」、敗戦後、「民主主義が国家的課題になると、報徳運動はいち早くそれを自らの課題とし」、「民主主義の唱導者へと鮮やかに転向」できた。(p.436)
[筆者]

- ・ ①～⑫を通してみればわかるが、早田氏は、まず、主語(主体)を微妙に変えていると思われる。例えば、③では「岡田良一郎」、⑥では「福住正兄」と「報徳社」(福住関係のそれか)、多くの通し番号の所では報徳社全体を指すのか、何らかの系列の報徳社を指すのか、1報徳社を指すのかなどが明記されていないところの「報徳社」、⑩では「報徳社」と「報徳運動」(報徳社運動か報徳会運動か両者かなどが明記されていないところのそれ)の2つ、⑪⑫では「報徳運動」(同上)、となっている。氏がこのようにした理由は、①～⑫の流れを作りたいためだと思われるが、主語(主体)を微妙に変えていることは、読み手に混乱をもたらす。次に、主語(主体)ごとの活動の中身・内容の詳細を提示していない。
- ・ ④⑤⑦⑪⑫の主語(主体)に関して、「運動」は特定個人や組織体を指すものではないため、主語(主体)の明確な輪郭が浮かばない。③⑧⑨⑩等の文章から察して、氏の念頭には、その「運動」を起こしている本体として最小限「報徳社」(「報徳社」であっても、上記のように、何を指すのか明記されていない箇所が多いが)があると判断し、④⑤⑦⑪⑫の主語(主体)を「近代の報徳社など」とさせていただく。
- ・ 明治6年から40年代あたりまで、福住正兄関係の報徳社(それも、活動の中身・内容の提示はないが)だけで代表させて、近代の報徳社の性格を規定している。この時期の他の系列の報徳社もみて、その活動の中身・内容を示す必要があると思われる。例えば、福住と考え方が合わなかった所も含めた岡田良一郎の「遠江国報徳社」の報徳社経営の状況もある。また、(氏の論の流れからして、近代に報徳会克讓社と改組して以降明治40年代の前までと思われるが)「低迷」(⑦)したとするが、この時期でも「遠江国報徳社」系報徳社の活動は活発であった(筆者の一連の論文より)。
- ・ ②で氏は、「近代の報徳仕法」と述べているが、近代の遠州地方の報徳社の人々などは、自らの活動を「報徳仕法」とはほとんど言っていなかったようである(近代の始まり頃には、多少言っていたようであるが)。この言葉を使用すると、(氏自身が①のように、領主制の廃止で「報徳仕法」がみられなくなったとしたいのにも関わらず)尊徳の報徳仕法との区別がつきにくくなるのではないかと思われる。
- ・ 近世の報徳と近代の報徳とをいったん大きく離れたうえで、近代の報徳をもっていった先

は、「アジア太平洋戦争」(⑪)、「民主主義の唱導者」(⑫)であり、その先は描かれていないが、例えば「大日本報徳社」「小田原報徳二宮神社」などの活動は、現在まで続いていることを考慮する必要があると思われる。

3. 早田氏による近世の報徳と近代の報徳との関係に対して

[早田氏]

- ①「近世の報徳思想・報徳運動は近世社会固有の基盤・前提に立脚し、それらが失われることで解体された。」(p.436)
- ②「近代に盛んになるのが民間の報徳運動である。…そのことで、報徳仕法・報徳運動はその性格を大きく変容させた。」(p.434)
- ③「近世・近代の報徳仕法・運動は連続性を前提にできないのではないかと、まずは別の論理を持つものとしてとらえようとするようになった。」(p.446)
- ④「近世と近代では前提となる社会の文脈が異なり、近代の報徳運動・思想は、近代の報徳主義者が近世の報徳仕法・思想を近代社会に適合させるべく解釈・変容させた近代社会固有のものにとらえられるべきと考える。」(p.2)

[筆者]

〈「近代の報徳」「思想」に関して〉

- ・②③では、「思想」が抜けている。③では、「思想」なしで「連続性」なしとしようとしている。④になると、「思想」があるが「連続」はなくなる。この不統一は、おかしいのではないか。
- ・④だと、まず近代のその時間その時間の異なる現実があつて、後から報徳の解釈者により適合させたものしかなく、その時点で全て違うものになっているということになる。研究上も、そのような見方しかできなくなる。しかし、この理屈であると、近世内であれ、さらには尊徳生存中であれ、尊徳が直接行ったものではない報徳仕法については、(思想面からでも活動面からでも)その時間その時間の異なる現実に適合させたものでしかないということになってしまう。それでは、早田氏が近世と近代とで報徳を大きく分けようとする意味自体もなくなってしまうと思われる。

〈「解体」、「変容」、「連続性を前提にできない」などの表現に対して〉

- ・氏がこれらの表現を使用して近世の報徳と近代の報徳とを別のものとしようとすることから始めた論の展開において、I-3で前述した「報徳の歴史における近世、近代、現代の分け方に付随した問題」の短所の部分ももってしまっていると思われる。
- ・氏自身が、「近世の報徳仕法・運動・思想の近代以降における連続・断絶・変容」(p.2)のように、「近世の報徳…思想」の「近代以降における連続」という言葉を使用している時

点で、既に「連続」がありうることを認めてしまっている。また、氏が、解釈し使える報徳思想が近代に存在しているとしていること自体が、近代でも、尊徳の報徳思想は無くなっていないと氏が認めていることではないのか。

- ・ I-2-a～c で前述のように、筆者は、尊徳の報徳思想の時系列的な連続・継承等がありうると思うので、氏が(次にみるところの)「解体」「変容」だけにもっていかうとすることを、見方として受け入れることができない。

〈①の「解体」という表現に対して〉

- ・ まず、氏の言う「解体」そのものの意味が不明である。パーツのようなものがバラバラになるのか、元の機能・特徴が無くなるのか、崩解し終わりとなるのか、再度組み立ては可能か否か、等不明である。
- ・ 次に、氏の言う報徳思想の「解体」の意味が不明である。報徳思想の内在論理や核(核心)まで解体されたと言うのか。このあたりが読み取れないので、「(解体)」の用語を使用するのであれば「解体」の定義・意味を明確にしたうえで、報徳思想が、近世の終わり(または近代の始まり)を待って「解体」されたということを証明する必要があると思われる。
- ・ 氏の言う「近世の報徳運動」は、近世で終わったことは当然である。その時間その時間に行われた活動の積み重ね・総体としての「近世の報徳運動」は、近世の終わり(または近代の始まり)を待たなくても、その時間その時間で終わっていたので、近世の終わり(または近代の始まり)を待って「解体」などと表現しなくてもよいと思われる。

〈②④の「変容」という表現に対して〉

- ・ 「変容」と表現するからには、大元のものの中身・内容が何で、それがどのように変わったのかの2点を実証的に示す必要があるが、示されていない。

〈早田氏が近世と近代とを切り離そうとすることに関して〉

- ・ 氏は、近世の報徳仕法を「民間社会の領主行政への参加」(p.18)、「成熟する民間社会の到達点」(p.18)とする。
- ・ これに対しての筆者の見解は、以下である。
 - a. 藩を単位として尊徳主導の報徳仕法で行われた諸活動までも、「民間」とすることは難しいと考える。また、氏の本書も近世の行政文書や行政関係者の書簡等に依拠したり、実態としても「民間」と行政との関わりを示したりしているので、氏が「民間」という言葉で説明できる程までには、「民間」側だけの意識・活動、状況などを提示できていないと思われる。
 - b. 「民間社会」「成熟」の定義・意味、「成熟」度の基準が不明で、何が何の基準のどこへ到達したのか不明である。
 - c. 筆者は、現実の社会の状態・実態に関しては、よりよい状態・実態にする・なるとい

- うことはあっても、行き着く最高・絶対・完成などはないと考える（理念・理想として、それらが言葉で表現されることはあっても、現実の社会の状態・実態としてはないと考える）。また、現実の社会の状態・実態は、流動的であると考え。したがって、現実の社会の状態・実態としては、氏の「社会の到達点」という表現がそもそもできないと考える。
- ・氏は、近世の報徳仕法に「成熟する民間社会の到達点」というある意味理想的な姿を設定し、同時に氏が意識しているアジア・太平洋戦争や民主主義の受け入れというものがあったとする近代に対しては、氏の言う「成熟する民間社会の到達点」がなかったかのように描きかかったのではないだろうか。氏が、近世の報徳と近代の報徳（氏の言う「解体」後の報徳）とを分けたがる理由もこのあたりにあろう。しかし、近世の尊徳生存中でも、異国船打払いや下関戦争、薩英戦争などの外国との戦争は起きているのである。近世の報徳仕法に完成へ到達したかのような理想的な姿を設定しつつ近世を描こうとすると、見解に矛盾が生じるのではないか。また、近代でも、民間レベルの報徳社でよりよい社会の状況・状態になる・するように努めた形跡はあるのである。
 - ・筆者は、本書に対して、近世の「仕法について、『領主支配』に対するネットワークによる『補完・代行』（一七頁）とする一方、『現実の秩序を突き崩す可能性をほら』（二二〇頁）むともしており、見解が矛盾している」（前掲、拙稿〈平成28年3月〉「早田旅人著『報徳社会と近世社会』前田寿紀」と指摘した。また、氏は「（近世の－引用者注）報徳仕法に領主的立場・農民的立場と二者択一的な性格規定はおこなわ」（p.16）ないともしている。これより、氏は、対近世では上記の2つの相対することを同時に言いつつ（すなわち、ダブルスタンダードを取りつつ）も、対近代では近代の報徳社などが、「国家・公権力」の「補完・代行」ではなく、「国家・公権力に民衆の福利＝公助を求め」（p.436。Ⅲ－2－[早田氏]－⑪でも前述）ることだけをすべきとしていると考えられる。

4. Ⅲ－2－[早田氏]の見解に対する疑問

(1)「公権力」の定義・意味に関して

[早田氏]

① Ⅲ－2－[早田氏]－①④⑪のように、定義・意味を示さないで「公権力」を多用。

[筆者]

- ・Ⅱ－1－[筆者]で前述のように、「権力」について、多くの推測や膨らんだイメージをもたせられてしまう。早田氏は、Ⅲ－2－[早田氏]－⑪のように、アジア太平洋戦争イコール「国家的課題・要請」とし、「国家・公権力」が人々にアジア太平洋戦争を「要請」するものとしている。したがって、氏が使用する「公権力」は、人々に戦争遂行を「要請」するものとしても捉えられていることは明白である。しかし、他の箇所（Ⅲ－2－[早田氏]

－④⑩など)では、それに民衆が「訴え」れば、民衆に対して「生活安定・福利実現」「福利＝公助」を与えてくれるものとしても捉えられているようである。

- ・こうしたことから、氏の使用する「権力」の中身・内容、意味がわからないので、筆者は便宜的に氏の「公権力」を「『公』的なもの」と表現する。

(2) 近代の報徳社などが「民衆の生活安定・福利実現」を「公」的なものに訴えなかったということに対して

[早田氏]

- ① III－2－[早田氏]の流れで、氏が強く主張されたいことは、近世と違って、近代の報徳社などが、「公」的なものの責務である「民衆の生活安定・福利実現」を「公」的なものに訴えなかったことは問題である、ということであろう。
- ② 遠江国報徳社・大日本報徳社社長の岡田良一郎は、報徳運動は、「興国安民」を目指すものではないと言った。→ こうして、報徳運動は、「公権力に民衆の生活安定・福利実現の責務を訴えてきた近世の報徳思想の一側面をそぎ落とす」ことになった。

[筆者]

- ・ III－2－[早田氏]－④に「公権力に民衆の生活安定・福利実現の責務を訴えてきた近世の報徳思想（「思想」が「訴え」るは違和感がある。ここは「思想」でよいのかー引用者）」とあるが、近世の尊徳やその周辺でも、ア。「公」的なものを利用・使用しながら活動をしたこともあったこと、イ。「公」的なものに訴えなくても、生活安定・福利実現を図った人（例. 個人仕法をした人、家政取り直しをした人、地域に恩返しをしようとした商人）がいたこと、があった。
- ・ ①の見解だと、近代の報徳社などがやるべきだったことは、「公」的なものに訴えることばかりとなる。「公」的なものに訴えるのは多数の手段・方法のうちの1つであるので、この見解は一面的である。「公」的なものに訴える前に近代の報徳社など（筆者が特に想定しているのは、「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」）が、自主的に率先して活動した側面があったというところこそみる必要があると考える。
- ・ 「遠江国報徳社」「大日本報徳社」では、報徳社社長・報徳社員等が組織に出して蓄積してきた「報徳金」、すなわち早田氏の言う「富者」(III－2－[早田氏]－⑩)の富だけではない組織としての財も使用して活動することにより、その時の報徳社内の人々はもとより、その時の報徳社外の人々、後の報徳社内の人々、後の報徳社外の人々にも恩恵を与えているという事実があった。例えば、農業上の知識・技術が得られた、困窮に陥った時に田を貸してもらえた、報徳社内の人々が作った用水路・堀・溜池などで水が得られて農業ができ生活が成り立った、福祉的・医療的な活動により多くの赤ちゃんが守られた、など事例

- は多数である。報徳社社長・報徳社員等が、報徳社内の「報徳金」を使わず、自主的に地域の人々のために尽力した活動事例(例. 小学校への協力や寄付, 自家でとった新聞を皆が見られるように提供(鷺山恭平家), 等)も多数ある。また, 報徳社社長・報徳社員等でなくても, その家族の人々が, 「報徳金」を使用せずに報徳精神で人々の生活安定・福利実現を図った活動事例(例. 困った人がいたら助けようとした, 地域の子供に時節に関わる行事を開催, 地域に花を植栽, 等)なども多数ある。これらの事例は, 無視できないと考える。
- ・「公」的なものに訴えなくても, 報徳社社長・報徳社員等が, その時の報徳社内の人々, その時の報徳社外の人々, 後の報徳社内の人々, 後の報徳社外の人々のために生活安定・福利実現をめざし活動したことに何ら問題はないと思われる。
 - ・氏の論理展開の中には出てこないが, 遠州地方には, 報徳社員かつ行政マンという個人も多数いたということも考慮する必要があるだろう。必ずしも, 氏の見解のように, 近代の報徳社などと「公」的なものとを二項対立させる必要はないのである。また, 行政マンが, 報徳を意識して, よりよい仕事をしようとしたあたりもみる必要があるのではないか(丁寧に発掘すれば, その事例は多数出てくるとと思われる)。
 - ・事実として, 近代の報徳社社長・報徳社員等は, 「公」的なものに「民衆の生活安定・福利実現の責務を訴え」ることもしてきた(遠州地方で行われた行政マンによる農業上の講演会で難しい質問をして農業の質の向上を求めたこと, 農業上の研究・実験の要求, 河川工事要求, など)。「遠江国報徳社」「大日本報徳社」機関誌や地域誌や個人発行の雑誌などにそうした事例がある。
 - ・氏の見解は, また, わが国の明治以降の福祉的な状況の流れを捉えていないものにもなっていると思われる。その流れは, 明治前半などの「慈善」から, 「感化救済」になり, その後「社会事業」(大正後半期に確立。社会の立場から公的・私的に福祉的なことをした。例えば, 貧困は個人から発するだけの問題ではなく, 社会が生み出している側面もあることなどを意識した。戦後までも続く)となり, 戦時状況下での社会事業の一形態としての「厚生事業」を経て, 戦後に「社会福祉事業・社会福祉」となる。氏は, 「アジア太平洋戦争戦時下」に, 「かつて尊徳が訴えていた権力・富者に民衆福利の責務を求める主張と, 大きな懸隔をみせた」(Ⅲ-2-[早田氏]-⑩)とするが, この時期は既に「社会事業」(大正後半期～)を経験した時期であり, 個々の「富者」ばかりが自ら資金を出して人々を助けるなどという明治前半などの「慈善」の時代とは状況が違ってきていることを考慮する必要があると思われる(なお, 報徳思想が「社会事業」に影響を与えたあたりを発掘している研究等もみられたい)。
 - ・その他, 多少抽象的になるが, 遠州地方にみられる精神・気風・心意気・土壌のようなものも指摘しておきたい。

遠州地方には、「やらまいか」(やろうじゃないか、やってみよう、の意)精神がいつからかは特定できにくいが明治時代にはあったと考えられる。また、遠州地方には、少なくとも明治時代には比較的富んでいる者などが、地域社会のために“一肌脱ぐ”的な気風があった(「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の本社の「名誉訓導」の金原明善、浜松鉄道株式会社(現、遠州鉄道)を作った人々、紡績工場・自動車会社を作った人々、などに示される)。また、自分達で自分達の足元の地域をよくしようという気風もあった。例えば、お茶・みかんの生産の発展のために尽力・努力し、お茶どころ・みかんどころとして生活を作っていくこともそうである。現代に至っても、わが国初の生涯学習都市宣言をした掛川市の市民の方々が、新幹線駅設立や復元の掛川城建設に多額の市民募金を出したという心意気のような状況もある。当時の呼びかけ人でもある掛川市長榛村純一氏は、これら市民募金は「尊徳の推譲の精神の土壌があったのでできた」(榛村純一〈平成4年11月〉「尊徳の教えと六つの貯蓄」、『エコノミスト』92.11, 毎日新聞社, p.90)と分析した。

こうした精神・気風・心意気・土壌のようなものも、研究上明確に示しにくいのが実は重要なポイントであり、「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」の存立や活動とも無関係ではないと考える。こうした精神・気風・心意気・土壌のようなものは、「公」的なものに訴えなかったことが問題であると思いたいと思われる氏の一面的な見方だけでは全く捉えられないと思われる。

- ・②について、前半はどこから言えるのか。良一郎は、言葉上だけでも、「興国」「富国」「安民」を多数出していた(良一郎の著書(特に、岡田良一郎『報徳富国論 上巻』冀北学会蔵版、明治14年)、「遠江国報徳社」機関誌、等)ので、事実誤認である。②の文章の前半から後半にかけては、前半の良一郎に対する氏の見方から、報徳運動全ての話に飛躍させており、実態把握にしても、論理展開にしても、大きな飛躍になってしまっている。

(3) 早田氏の言う主体性のなさや戦争の受け入れに対して

[早田氏]

- ① III-2-[早田氏]-①。

[筆者]

- ・筆者は、研究者等が、戦中等の報徳を取りあげ、かつ戦争と関わらせる時には、大きく注意しなければならないと考える諸点がある。それは、以下のa～hである。
 - a. I-1-e, I-3で示した問題がある。
 - b. 著書・論文・学会発表等の研究対象として戦中等の報徳を取りあげ、かつ戦争と関わらせた場合、その著書・論文・学会発表等内では、“当時の報徳から戦争へ”または“当時の報徳は戦争のためのもの”の図式だけがクローズアップされることになり、その後

あたかも“戦争は報徳によるものである”“戦争責任は報徳にあり”という印象が作られ、さらに“尊徳の報徳(思想)は戦争へ向かわせるものである”(これは明らかな誤りである)という誤解・曲解・混乱につながる可能性がある(可能性があるだけでなく、実際に戦後の研究等ではそこにもっていくものが多数あった)ことを注意しなければならないと思われる。アジア・太平洋戦争を例にとっても、その原因・要因に関しては、当時の国際情勢、他国の状況、他国との関係、日本全体の様々な状況、御前会議はじめ諸々の重要な会議の状況、軍部の状況、日本国内のエネルギー問題、人間そのものの問題(例えば、人間そのものが脳内にもっている攻撃性の部分の問題、など)等々多くの視点から検証する必要がある、報徳社の人々などだけが戦争に関わったのではないということ为前提にしなければならないと思われる。報徳社をアジア・太平洋戦争と関わらせたい研究者は、上記の多くの視点から戦争をみたうえで、報徳社の位置を示す必要があると考える(このことは、報徳社が、アジア・太平洋戦争とは無関係だったと言っていることではない)。

- c. 「大日本報徳社」は、組織全体の意思として、植民地開拓、満州国建設に関わったこと、武器・弾薬を買ったこと、などはなかった。
- d. 戦中において、「大日本報徳社」が、機関誌を通じて、報徳を戦闘意欲鼓舞などに解釈し活字化したりしたのは事実である。例えば、命をなげうっても国に尽くすことが「最高推譲」(『大日本報徳』477, 昭和17年2月, ページなし)であるとの類の解釈は、究極の明らかに誤った報徳解釈であろう。しかし、こうした明らかに誤った報徳解釈をしたのは、組織の中の一部の人である。そのようなことをせずに、静かにしている人もいた。また、戦中の同じ「大日本報徳社」機関誌に表れているところの「世界平和の大祭の準備を誠にしたい」(『大日本報徳』493, 昭和18年6月, p.20), 「世界の平和大祭の神主をつとめる」(同上, p.21), 「皇国は世界の諸国の国難匡済仕法の指導をしなければならぬかも知れぬ」(佐々井信太郎の言葉。『大日本報徳』496, 昭和18年9月, p.13)などの戦中の報徳社内の本音を吐露したと考えられる言葉(見方によっては、反戦とも言える)も見落とさずに同時に理解する必要がある。筆者は、当時、尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理や尊徳の報徳思想の核(核心)となる部分を知っておられた方なら、必然的にこうした言葉になったと考える。言論統制、検閲があった当時、勇気をもって活字化という行動をとったと考える。
- e. 「大日本報徳社」は、戦中であれ、国内の人々の衣食住を守る活動も行った(〈前田D著書〉他)。また、植民地の人々の食を助けたか否かも、今後慎重に研究されねばならない。
- f. 大藤修氏による「興(富)国安民」は「反戦の論理ともなりうる」³⁾との見解がある。筆者は、この大藤氏の見解と基本的には同様であるが、報徳における「反戦の論理」は

「興(富)国安民」だけではないと考える。また、「反戦」は個人でもできるが、大きな課題であるところの現実の「戦争抑止」となると、個人では不可能で別の要素も必要になると考える。戦争抑止に関しては、ア. 尊徳生存中でも、例えば下関戦争、薩英戦争などに対して戦争抑止ができなかった、イ. 太平洋戦争の最中に、アメリカ側が、日本側に撒いたと言われるビラ(伝単)に、尊徳の言葉を使って戦争をやめさせようとした内容が書かれていた(〈前田E論文〉)が、日・米双方とも戦争抑止ができなかったこと、なども考察する必要がある。戦争抑止には、一人報徳だけでなく、あらゆる知恵・英知が必要であった・あると思われる。

g. アジア・太平洋戦争の終結をもって、報徳の歴史が終わったわけではない。このことは、戦中等において尊徳の報徳思想を明らかに誤って解釈したもの・ことや、悪い意味で利用したもの・ことだけをもって、近代全体などの報徳・報徳社などの性格づけ・特徴づけをしてはならないということも意味する。

h. 現在の個人・組織でも、尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理の継承をしようとしている面があるという事実を無にしてはならない。

・これらより、筆者は、Ⅲ-2-[早田氏]-⑩を単純には受け入れられない。

・早田氏は、Ⅲ-2-[早田氏]-⑩のように、“近代の報徳運動における国家・公権力に求める主体性のなさ → アジア・太平洋戦争を受け入れた”とみる。しかし、アジア・太平洋戦争を体験し、戦後にGHQのインボーデンを「大日本報徳社」に來社させた一人の報徳研究者・加藤仁平(昭和12年～同27年、「大日本報徳社」講師)は、昭和21年4月23日、静岡県庁知事室において、ドーリン大尉、「東京文理科大学」教授加藤仁平、静岡県庵原郡庵原村片平七太郎、静岡県富士郡原田村小澤鼎、榛原郡上川根村松岡嘉平、静岡県小笠郡朝比奈村小野仁輔、静岡新聞社長大石光之助、他の出席のもとで開催された「報徳精神による興農実例座談会」(座談会の内容は、『静岡新聞』昭和21年4月24日～同月29日、同年5月1日～同月2日の8回に分けて、「報徳精神による興農実例座談会 本社主催」の大見出しで連載)において、以下のように述べている。

第1回「一切の対立を嫌ふ徹底した世界平和論」(加藤)

「…(尊徳は-引用者注)復讐、仇討を道徳と考へられた封建時代に生れましたが復讐をするな、人民を救へ敵をも味方をも救へと訓へ且つ実行した徹底的な平和主義者人道主義者民主主義者でありました」。(『静岡新聞』マイクロフィルム。静岡新聞社所蔵)

「日本にこの教えがひろまつてをれば太平洋戦争は絶対に起らなかつた、」(『静岡新聞』マイクロフィルム。静岡新聞社所蔵)

「二宮翁の教は家を平和にし村を平和にし国を平和にすると共に更に進んで世界を平和にせんとするものであります、□つて二宮翁の□□には一切対立的なものを含まず凡てを

円相で見た…」(『静岡新聞』マイクロフィルム。静岡新聞社所蔵)

加藤は、太平洋戦争が起きたことに関して、報徳運動に関わった人々の主体性の問題ではなく、日本に報徳の教えが広まっていなかったことの問題を指摘していた。

(4) 民主主義の受け入れ方に対して

[早田氏]

① III-2-[早田氏]-⑫。

[筆者]

- ・早田氏が、ここの文脈で言うところの「民主主義」の中身・内容を提示されたい。
- ・氏が「民主主義の唱導」をしたとする主語(主体)は「報徳運動」となっているが、より主語(主体)がわかるように明記されたい。
- ・氏の文脈では、「民主主義の唱導」を負のイメージで捉えているようであるが、「民主主義の唱導」の何がよくないと考えるのかを明記されたい。
- ・氏は、“報徳社などの「国家に対する主体性の欠如」→「報徳運動」は「民主主義の唱導者」となった”とみる。ここの「民主主義」は、戦後のアメリカ主導のアメリカ的民主主義を指すのであろう(ただし、氏自身が「民主主義」の中身・内容に言及していないので、筆者もここでは「アメリカ主導のアメリカ的民主主義」の中身・内容に関する言及はしない)。すなわち、「国家に対する主体性の欠如」ゆえに、近代の報徳社などの人々はアメリカ主導のアメリカ的民主主義の短絡的な受け入れ・唱道をした、というニュアンスであろう。
- ・仮にそうしたニュアンスだとしてみていくと、状況は氏の捉えるものとは大きく異なっていた。
- ・敗戦後、民主主義が国家的課題となった時、「大日本報徳社」の何人かの人々は、戦前からの報徳社の活動には既に民主的な要素があったと解釈しており、アメリカ主導のアメリカ的民主主義の短絡的な受け入れ・唱道をしようという意識とは大きく異なっていた。
- ・前述の加藤仁平などの人々は、「マッカーサーに土産(二宮尊徳や報徳などのことかー引用者注)をもたせてやる」位の状況であった(前田E論文)。
- ・「大日本報徳社」社長の河井弥八の戦後の日記等をみると、河井は、浅薄な民主化が進められることを危険視しており、彼の社会のあり方に対する考えには、アメリカ的民主主義の短絡的な受け入れ・唱道とはほど遠いものがあつた。一例を示しておく、昭和21年3月6日の河井の日記に「宮内官の単純浅薄なる民主化態度は怖るべき危険を包蔵することを痛切に感得したり。」⁴⁾とある。また、河井に関する象徴的な事例を1つあげると、マッカーサーの許可を得て戦後の昭和21年6月1日に「大日本報徳社」を訪れたGHQインボorden少佐に、「丸山式」甘藷栽培法の実地指導用の庭園を見せた。報徳社が食糧増産・確保に

尽力した状況は、戦後、GHQの人々が高く評価したことである(〈前田D著書〉〈前田F論文〉〈前田H論文〉他)。

- ・また、前述「報徳精神による興農実例座談会」において、次の発言があった。

第6回「自由主義の実をとれ 生きた二宮先生の教へ」

(小澤鼎)「…、ほんたうの自由とか、民主的のものは何処にあるかといふと単なる□きかへでもなければ又スローガンでもない…、本質的に我々が持ち合せ、生かせ、育て上げて行くところの素質を十分にもつてゐる、それを延ばして行く以外にはないと思ふのであります」。(『静岡新聞』マイクロフィルム。静岡新聞社所蔵)

(同上)「…私の村は…自分本位といふことから離れまして自分のほかに家といふもの、又一步進みまして村全体のことを考へまして進んで国全体のことを考へ、進んで人類全体のことを考へる、こういふやうな具合に和合して行くところの考へ方が村内に□ちてゐるといふ事になつてゐる、即ち二宮先生の教義の、精神的教化の結果であるといふ風に一二宮先生の自己本位にことを考へない、世の中全体のことを考へてゐるといふことを仰言られてをります、それが民主主義の最高だと信じて行くものでありまして…」。(『静岡新聞』マイクロフィルム。静岡新聞社所蔵)

- ・より大きな観点から筆者が指摘すると、神に対峙した個としての人間を基本とするキリスト教の背景をもつアメリカ的民主主義に当時の多くの日本人がストレートに乗れたとは考えにくい。
- ・GHQ関係者の中には、戦後のアメリカ主導のアメリカ的民主主義以前に、日本に報徳という民主主義がすでにあつたことを認め喜ぶ人が多かつた(〈前田E論文〉〈前田F論文〉〈前田H論文〉)。
- ・昭和天皇は、昭和24年11月25日、群馬県の報徳社有志が、宮城において、甘藷掘り取り後の雑草の敷込その他の作業に奉仕中に、「報徳の精神は日本の再建に常に役立つ事と思ふから、しつかり頼みます。」と述べた(〈前田E論文〉〈前田H論文〉)。

5. 早田氏による筆者の研究に対する見解に関して

[早田氏]

- ①「近年、大藤(大藤修氏－引用者注)の影響を受けて近代の報徳思想に近世の報徳思想から継承される『内在論理』を見出して論評する研究がみられる³⁹⁾(この注の³⁹⁾で取りあげられたのは、〈前田B論文〉〈前田G論文〉－引用者注)。しかし、近代化に対応すべく多様な潮流を生み、多様な要素から構成される近代報徳運動・思想から「内在論理」のみ取り出して評価したり、近世からの単線的な継受関係を主張する研究手法に対しては、近代報徳思想の特質を見誤り、超歴史的な本質主義的理解に陥る危険性を指摘せざるをえな

い。」(早田旅人〈平成25年〉「日本近世史研究のなかの二宮尊徳・報徳仕法」,『報徳学』第10号,国際二宮尊徳思想学会,p.25。この引用文は,本書以外の記述)

[筆者]

- ・早田氏は,筆者が「大藤の影響を受けて」という前提を作っているが,まずここから事実と大きく異なる。筆者は,大藤氏が,明治以降の「報徳運動」において「富国安民」を指摘したことを評価したことがある(〈前田B論文〉)が,大藤氏とは,視点も,研究方法も異なる。筆者の研究方法に関しては,報徳社の活動(すなわち,論理ではない)から近代の報徳(の一側面)を捉えようとしていることを確認されたい。
- ・氏は,筆者が「近代報徳運動・思想から『内在論理』のみ取り出し」と書いているが,ここも事実と大きく異なる。筆者は,「近代報徳運動・思想から」「内在論理」を取り出してきていない(また,そもそも筆者は「近代報徳思想」なる言い方をしたことがないので注意されたい)。筆者は,尊徳の報徳思想・報徳仕法から内在論理を取り出したのである。筆者は,「内在」を,尊徳の報徳思想・報徳仕法の内側に存在するという意味で使用しているのである(〈前田B論文〉のタイトルにおける「二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理」という部分や論文内を確認されたい)。筆者が「内在論理」という用語を使用する主な理由は,尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理と,尊徳以外の人・組織における明らかに誤った報徳解釈や明らかに誤った活動等とを区別するためでもある(I-1-cで前述)。
- ・筆者は,近代では主に「遠江国報徳社」「大日本報徳社」系報徳社を取りあげ,実際に行った活動を中心にみている。このことは,氏が取りあげた〈前田B論文〉でも明記してあるが,筆者の他論文でも確認されたい。
- ・誤解のないように念のために指摘するが,筆者は,近代には“「二宮尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理」を継承した活動以外はなかった”などとは一言も書いてきていない。
- ・III-3-[早田氏]-③の文章から明白にわかるように,近代の報徳を論理でも捉えようとしているのは氏自身と思われる。
- ・III-5-[早田氏]-①内にある近代の「多様な潮流」というものを,実証的に明らかにされたうえで,「多様な潮流」について言及・考察されたい。
- ・①の文中「近代報徳思想の特質」を,「近代報徳思想」の中身・内容を明確にしたうえで示していただきたい。
- ・①の文中「超歴史的」の定義・意味を明確にされたい(でなければ,この言葉以降の文に對して,コメントができない)。

6. 改めて早田氏が言う「公」的なものの責務に関して

ここまで検討・考察してきたうえで,しかしそれでもなお筆者は,「公」的なものの責務で

ある「民衆の生活安定・福利実現」を、(何らかの主体が,)「公」的なものに訴えるべきであるという早田氏の見解には同意する。しかし、それは単純な同意ではなく、以下のことを押さえたうえでの同意である。(1)「民衆の生活安定・福利実現」は、「公」的なものだけが一方的に行うものではない。(2)訴える必要のある主体は、報徳社などだけではない。(3)「公」的なもの以外の主体が、「公」的なものに訴えればすむ、というものではない。(4)「公」的なもの以外の主体が取るべき手段・方法は、訴えることだけではない。

氏の見解では、①近代の報徳社などが「民衆の生活安定・福利実現」を訴えるべきというところで、訴えるという必要条件を近代の報徳社などが訴えることだけにもっていきすぎである(他の主体も訴えることを必要条件として言っていない)、②近代の報徳社などが訴えることを行えば、日本(便宜的に日本という範囲にする)全体の「民衆の生活安定・福利実現」になったということを説明する十分条件を満たしていない。

筆者は、「公」的なものが、「民衆の生活安定・福利実現」という目的をおろそかにしたり、本来「公」的なものがやるべきこととは違うことをやったり、より大きなところでは大きな間違いを主導して人々に不利益が生じてしまったりすることは(時代に関係なく)ありうると考える。そして、法・制度などから、「公」的なもの内部から、民間から、個人から、集団から、どこからでもチェックし、時には訴え、直して・直させていくことは、よりよい社会を成り立たせようとする限り、終わりなく必要なことであると考える。

ここで、二宮尊徳に立ち返ってみよう。

尊徳は、「歴代の聖主賢臣料理し塩梅して拵らへたる物」は「ともすれば破れんと」し、「故に政を立、教を立、刑法を定め、礼法を制し、やかましくうるさく、世話をやきて、漸く人道は立なり」(『二宮翁夜話』²⁾)と述べ、人間の努力により、やっとよき「人道」が立つと考えていた。また、あくまでも「人君」には武力ではなく徳を求め、徳による徳治主義を重視した。それは、次の文章からも明らかである。「それ本は一円不徳なり。不徳転変して聖賢となる。聖賢の本は道を学ぶにあり。学あれば政に明らかなり。明らかなれば必ずその徳を敬す。敬することあれば民農を惰らず。怠らざれば田廢せず。廢することなければ国は豊饒なり。豊饒を保つて仁恵を行ひ、恵あれば民叛かず。叛かざれば規矩を慎む。慎むことあれば刑罰を省く。省くことあれば民聚る。聚ることあれば田野を墾く。墾くことあれば税斂(税の受け入れ—引用者注)を陪ぬ。陪ぬることあれば臣信ず。信ずることあれば国寧し。(以下、略)」(『三才報徳金毛録』中「国家安寧豊饒之解」、奈良本辰也校注『二宮尊徳 大原幽学』〈日本思想大系52〉、岩波書店、昭和48年、p.32)。すなわち、彼は、聖賢と言われる為政者であれ、本から徳を備えているのではなく、道を学び仁恵を行う等により政治に徳が表われるとした。したがって、あくまでも徳によって治めることを重視した。また、法度以上に「仁義礼法」を尊いものとした(『二宮翁夜話』122)。これらより、尊徳は為政者がとるべき「人

道」は「一円仁」に基づくものと考えていた。そして、為政者による「一円仁」に基づく政治と、庶民による「勤労」とが、和して、人間社会がつくられるとした。なお、必罰主義は避けるべきとした(『二宮先生語録』298)。

尊徳においては、二分法による図式を作り、片方がもう片方に訴えるだけのような二項対立的な社会を描いていなかった。尊徳には、為政者による政治ができていない部分をよくみて活動した側面があった。筆者は、近代の報徳社などの活動には、「公」的なものに頼る・訴えるだけでなく、自らがいる社会を自らよくしていくというあたりの考え方をわかったうえで活動も多かったと考える。

IV. 足立洋一郎(平成26年)『報徳運動と近代地域社会』御茶の水書房

1. 足立氏の主張等

(1) 対象時期

「対象時期はおおまかに幕末から明治後期まで」(p.10)である。足立氏は、この時期を「近代社会形成期」「藩政村継承村落としての大字が基礎的な村落共同体の時期」(p.10)とする。なお、終章では大正期にも言及している。

(2) 研究史の中での課題(pp.8~9より)

- ア. 研究対象, 実態分析において, 「時期的, 地域的に個別分散的なものが多く」, 「全体像がとらえられていない」。
- イ. 方法論において, 「主として社会経済史, 政治史, 思想史からのアプローチ」があるが, 「一面を照射しつつも統一的な像をむすんでいない」。
- ウ. 評価において, 「下から」の報徳社と, 国家権力が報徳社や報徳思想を利用しようとした「上から」の報徳とを, 同一のものとして捉え評価している。

2. 各章への考察の前における筆者の疑問

(1) 報徳社の定義に関して

[足立氏]

- ① 報徳社の定義: 「基本的に藩政村における地主-小作関係を前提に, 中小地主を中心に, 中小地主, 自作農, 自小作(自作を主としているが, 小作もしているの意-引用者注)層を主たる構成員として組織され, 藩政村(村落共同体)の安定的な発展と各構成員の生産, 生活の維持, 向上のために機能した民衆的結社」。(p.240)

[筆者]

- ・「遠江国報徳社」「大日本報徳社」系の報徳社だけを取りあげても、本社と支社(支社は多数あり)が存在し、どちらにも報徳社社長・報徳社員等という構成員がいる。さらに、報徳社は「遠江国報徳社」「大日本報徳社」系だけではなく、他の系列にも構成員がいる。
- ・筆者は、報徳社全体の構成員の構成比を、足立氏が言う職業別なり、「中小地主、自作農、自小作層」別なりの実数・割合(パーセンテージ)という数値で示すことは、不可能に近いと考える(筆者も過去に示すよう試みたが不可能であった)。ましてや、時系列でそれらを示すことは完全に不可能であると考え。
- ・氏も、①のように、報徳社の「主たる構成員」とする「中小地主、自作農、自小作層」のそれぞれの割合(p.55などにある各郡市に住む人の割合ではない)や、「中小地主、自作農、自小作層」以外の割合を数値で示すことができていない。したがって、①の報徳社の定義は、そもそも報徳社の構成員の実態を明らかにしていないうえのものという限界がある。
- ・氏は、第二章(表2-3)において、静岡県『報徳社事蹟』を使用して、静岡県内の各郡における報徳社(「遠江国報徳社」「報徳遠讓社」「報本社」「駿河東報徳社」「静岡報徳社」「駿河西報徳社」「その他」における本社、分社を除くいわゆる町村報徳社のみ。総数430社)の数の構成比を示し、以下を述べている。
 - ・静岡県内の各郡における報徳社の数は、多い順に、磐田郡の134社(31.2パーセント)、小笠郡の85社(19.8パーセント)、周智郡の45社(10.5パーセント)、浜名郡の41社(9.5パーセント)、榛原郡の28社(6.5パーセント)などである(p.49)。(筆者は、これらの郡を、報徳社の数が多い郡と呼称-引用者)
 - ・「静岡県といっても県西部にあたる遠江国(遠州)(旧国でいう榛原・小笠・周智・磐田・浜名・引佐-引用者)が八割を占め圧倒的に多かった」(p.50)。「しかも遠州の内でも天竜川以東に位置する磐田・小笠・周智の三郡(中・東遠地域)が多く、全体の六一・五パーセントを占めていた。」(p.50)。
 - ・全報徳社数の64.4%を占めるところの「遠江国報徳社」の88.8%が、磐田・小笠・周智・榛原・浜名郡内である。(p.50)
- ・ここで、筆者は、氏が依拠した報徳社に対する資料である上記の静岡県『報徳社事蹟』⁵⁾について簡単に説明しておきたい。これは、明治後半期に静岡県が主に静岡県内の報徳社を調査し、明治39年に発行した行政文書(明治41年に再版あり)である(筆者は、これなどを使用し、既に、拙稿〈平成9年11月〉『日本報徳運動雑誌集成』解題、『日本報徳運動雑誌集成』別巻、緑蔭書房、の「図二. 静岡県の郡・市別にみた明治37年末現在における報徳社、報徳社社長・報徳社員等の分布と『二宮尊徳翁五十年記念会』以前における報徳社視察・調査者」として、静岡県の郡・市別にみた明治37年末現在における報徳社の分

布などを示した)。この静岡県『報徳社事蹟』の中で、静岡県内のいくつか例として取りあげられている個別の村の報徳社等に関わる状況については、行政の意図から選択され、行政の意図から作文された行政的言説の可能性が高いが、氏は、第二章の「三 静岡県内各郡の報徳社」において、これをそのまま引用 (pp.74～80) している。この時点で、足立書は、ア. 静岡県内の報徳社の把握 (全体の数, 系統別の数, 郡・市別の数, など) に関して、「明治39年現在」(p.48. 氏はこのように表記するが、静岡県『報徳社事蹟』は、静岡県が明治37年末現在で明らかにした調査結果を同39年に出版したもので、正確には、「明治37年末現在」と表記すべきである) の固定的把握にならざるを得ない、イ. 個別の村の報徳社等に関わる状況把握は、行政的言説の可能性が高いものの写し、という問題・限界があると思われる。

- ・氏は、さらに次の3つを行い、それと静岡県の各郡市における報徳社の構成員の実態に近づけようとしている。

ア. 静岡県『静岡県統計書 明治三十九年』により、静岡県の各郡市における職業別戸数 (実数とパーセンテージ) をみることにより、静岡県の各郡市における産業構成を示す。

イ. 静岡県『静岡県統計書 明治三十九年』により、静岡県の各郡市における自作地 (町), 小作地 (町), 小作地率 (%) をみることにより、静岡県の各郡市における小作地率を示す。

ウ. 静岡県『静岡県統計書 明治三十九年』により、静岡県の各郡市における「千人当たりの一〇円以上納税者数」をみることにより、静岡県の各郡市における多額納税者の多少, 国税滞納状況を示す。

- ・ア, イ, ウを行った結果として、次のことを指摘している。

- ・「報徳社は農業中心地域に発展した」。(p.55)

- ・「中小地主・自作農が比較的厚い地域に発展した」。(p.55)

- ・「発展地域には比較的富裕層が多く、滞納率も低いが、滞納額が多い貧窮層も存在した」。(p.55)

- ・まず、言葉上の疑問から提出したい。ここの「発展」であるが、「発展」とするからには、時系列的にみる必要があると考えられるが、氏は、時系列的にみていない (静岡県『静岡県統計書 明治三十九年』のみ使用)。また、何をもって「発展」としているのか不明である。各郡市における報徳社の数の増加なのか、報徳社の中身・内容の充実のような質的なものなのか。また、ここの「が…厚い」の言葉があいまいであるが、「の割合が大きい・高い」の意味だと思われる。

- ・また、氏は、同じ第二章内の p.50, p.53 では、「展開」の言葉も使用する。「展開」とするからには、時系列的にみる必要があると考えられるが、氏は、時系列的にみていない (静岡県『静岡県統計書 明治三十九年』のみ使用)。また、「展開」の意味が不明である。文

脈からは、「存在」の意味のことだと思われる。

- ・筆者は、氏が、アのことと、報徳社の構成員の実態とを近づけようとするには、以下の問題があると考え。a. そもそも、静岡県各郡市における産業構成比は、イコール静岡県各郡市における報徳社の構成員の職業構成比ではないという問題。b. 仮に、各郡市における産業構成比と各郡市における報徳社の構成員の職業構成比を同一視してもよいとしても、報徳社の数が多い郡における「農業」以外の人は、磐田郡で33.3%、小笠郡で29.2%、周智郡で34.6%、浜名郡で36.9%、榛原郡で29.6%もいるので、この人たちを、IV-2-(1)-[足立氏]-①報徳社の定義、にある人たちから抜かしてよいのかという問題。c. 実際に存在した商人による報徳社はどうみるのかという問題。
- ・また、筆者は、氏が、イのことと、報徳社の構成員の実態とを近づけようとするには、以下の問題があると考え。a. そもそも、静岡県各郡市における「小作地率」は、イコール静岡県各郡市における農業人中の小作人の構成比ではないという問題。b. 仮に、「小作地率」と小作人の構成比を同一視してもよいとしても、報徳社の数が多い郡における「小作地率」は、磐田郡で36.8%、小笠郡で51.0%、周智郡で37.7%、浜名郡で47.6%、榛原郡で50.7%にもものぼる(特に小笠郡と榛原郡は50%を超え、浜名郡も50%に近い)ので、氏の見方だと報徳社には小作人も多かったと言えるという問題。c. そもそも、「小作地率」が「高い(或いは「低い」か)ことと「中小地主、自作層が厚い(の割合が大きい・高いか-引用者)」ことを同一視(p.53)することができるのかという問題。
- ・また、筆者は、氏が、ウのことと、報徳社の発展とを結びつけて、「富裕層が比較的厚い地域に報徳社は発展した」(p.55)としているが、以下の問題があると考え。a. そもそも、静岡県各郡市における「10円以上納税者」(多額納税者のことか-引用者)の多少なり、「千人当たり」の「10円以上納税者」の多少なりは、イコール静岡県各郡市における報徳社の構成員の状況ではないという問題。b. 次の状況から出てくる問題。「表2-6 郡市別国税納入状況」をみると、報徳社の数が多い郡である磐田郡、小笠郡、周智郡、浜名郡では、「千人当たり」の「10円以上納税者」の数は、比較的多くなっている(ただし、周智郡の場合は、静岡県の全郡の平均よりも若干少ない)。しかし、「表2-7 郡市別国税滞納状況」をみると、「一件あたり」の滞納額(円)は、磐田郡では6.69円、小笠郡では6.66円と、静岡県内の全郡・市の中でそれぞれ2位、3位にもなっている。したがって、こうした郡では、「富裕層が比較的厚い」とは言えないのではないかという疑問が起こる。
- ・筆者は、氏の言う社会経済史だけでは、報徳社の設立・分布の説明はできにくいと考える。静岡県内の「遠江国報徳社」系だけに限定しても、報徳社を設立する契機になりうる以下のような状況があった。ア. 小笠郡は、「遠江国報徳社」本社の本拠地、「掛川農学社(舎)」や「冀北学舎」の所在地、尊徳のいわゆる「四高弟」の一人岡田良一郎の本拠地。イ. 「遠

江国報徳社」本社は、「館」「出張所」（「浜松第一館」「見付第二館」「掛川第三館」「城下出張所」「静岡出張所」「前島出張所」「豊津出張所」）を整備していき、「巡回講話」も行った。ウ．以下の研究会の伝統があった。嘉永、安政の頃に遠州の「報徳連中」が、集会をして研究談論を行ったり、遠州に報徳を伝導した安居院庄七とその弟の浅田勇次郎が所持していた報徳書を謄写したりして研究。明治14年3月より、浜松館に於て有志を集めて「報徳学研究会」開始。明治15年に見付町金剛寺内に「報徳学研究会」開設。明治32年4月から、「掛川第三館」内に「報徳学研究会」開設。明治35年5月に、岡田良一郎を会長に「二宮尊徳先生を尊信し報徳の道を欣慕するものを以て」（『大日本報徳学友会規則』第一条、『淡山論集』第産編，p.3）「大日本報徳学友会」を組織。

- ・「遠江国報徳社」「大日本報徳社」機関誌，個人の人物史，などには，これらの場所を訪問したり，研究会に参加したり，岡田良一郎などと接触したりして，自分の村で報徳社を設立することにしたという記述も散見されるので，報徳社の設立・分布に関しては，こうした要因もみる必要がある。
- ・①の定義では，その他以下の問題もあるのではないか。a. 「各構成員」だけに絞られるため，「掛川農学社（舎）」の集談会（前述）や「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の「常会」（時期により言い方は様々）などに何人も参加可能であったこと，報徳金で荒地の開拓をしたことが地域全体への広がりをもったこと，構成員以外にも「生産，生活の維持，向上」が及んでいること，構成員のみならずその家族（〈当時の社会において使用されていた言葉である〉婦人，青少年など）も活動をしたこと，などの報徳社の重要な側面が捨象される。b. その時の「各構成員」だけに絞られるため，「共時的視点」（その時に生きていた人々だけで生きていた人々だけの生活や利益を考え作ってきた考え・活動だけをみるような見方）だけでなく，「通時的視点」（その時に生きていた人々が，後の人々の生活や利益を考え活動したことを捉える見方。例えば，その時に報徳社内の人々が用水路・堀・溜池などを作ったことが，後の報徳社内の人々，後の報徳社外の人々にも恩恵を与え続けていることを見逃さない見方）が，大きく省かれる。c. （尊徳がよくやってきた，そして）「遠江国報徳社」「大日本報徳社」系報徳社などがよくやってきたところの，教育活動，福祉的活動（尊徳の言葉としては，「安民」などに表れている）がみえにくい。

(2) 岡田良一郎の立場に関して

[足立氏]

足立氏は，岡田良一郎（以下，氏の本書において岡田と言えば岡田良一郎のこと。父の岡田佐平治や息子の岡田良平ではない－引用者）を「報徳指導者」（p.165）としている。その岡田や岡田が指導する報徳社に対して，本書の中で以下の3つの記述を同時に行っている。

① 足立氏が人々の立場でないとしたいと考えられる記述

- ・岡田には「一見国家主義とも思える一面や地主的限界」(p.187)がある。
- ・「天皇制イデオロギーに共感した岡田」。(p.185)
- ・「遠江国報徳社を率いた岡田良一郎は行政権力に積極的に近付き、同社発展の大きな力となった」。(p.126)
- ・岡田の「論理からは自力更生できない人は切り捨てられる」。(p.179)

② 足立氏が人々の立場であるとしたいと考えられる記述

- ・「岡田のみならず報徳思想は、国家主義に摂取、編成されたとは必ずしもいえない」。(p.187)
- ・「岡田の現実に対応した富国構想や実際の行動は、地域や『中産以下人民』の立場で一貫」。(p.187)
- ・「岡田は、…大成会(明治23年8月～同24年12月における日本の温和派の院内会派－引用者注)にあっても…体制に迎合しなかった。」(p.217)
- ・「権力に対しても地方税の軽減など『分度』と『推譲』を求めた。」(p.217)
- ・「民衆運動として始まり、展開した『下から』の報徳社運動」。(p.9)
- ・「『下から』の報徳である報徳社」。(p.131)
- ・報徳社は、「各構成員の生産、生活の維持、向上のために機能した民衆的結社」。(p.240)
- ・「報徳社運動は民衆的な運動」。(p.241)

③ 足立氏がどちらでもあるとしたいと考えられる記述

- ・「『民権』『国権』(の二項対立的な状態－引用者)を越えた岡田良一郎の独自性があった」。(p.217)
- ・「報徳社は、地主が小作との融合(階級調和)をはかることを基礎に村内のマジョリティをもって組織され、…村落共同体の課題に即応し、機能した結社であった。しかし、階級制があったとはいえ、それらは、国家権力を背景に組織されたものではなく、中小地主を中心に構成員の生産や生活を守るべく組織されたものであり、その意味で報徳社運動は民衆的な運動であったと考えられる。」(p.241)

[筆者]

- ・①～③のどの記述もしているの、どれも言っていることにはならないと思われる。
- ・①～③のどの記述をするにせよ、活動・実例などの根拠により実証・裏付けされていない。

(3) IV-1-(2)の課題アに関して

[筆者]

- ・足立氏は、先行研究は「全体像がとらえられていない」とするが、本書が「全体像」を捉

えることができたとするには無理がある（その理由の詳細は、後述IV-3他で指摘）。

(4) IV-1-(2)の課題イに関して

[筆者]

- ・足立氏が、個々の章において、報徳社の設立件数をもって社会経済的にみようとしたり、岡田と政治との関わりを指摘しようとしたり、岡田個人の思想をみようとしたりして、総じて報徳運動を「社会経済史、政治史、思想史」の全ての側面から「統一的な像」（課題アを含めれば、「全体像」）を捉えられたかのように述べる。しかし、「社会経済史、政治史、思想史」の各方法を一部の章に取り入れたただけであり、「統一的な像」になっていないと思われる。
- ・ここにおいて、筆者は、社会経済史、政治史に偏ると、報徳社は捉えられなくなると考える。報徳社の活動は、為政者の政治とは離れたところで行われるものが多かったし、数量的経済のように測れる性格のものとは違う教育活動、福祉的活動、農業上の知識・技術の研究・普及を自主的に率先して行ったことも大きな特色である。したがって、教育史、福祉史、農業史などの視点は欠かせない。さらに、文化史など他の視点からの歴史、歴史学内だけからでない多くの学問分野からの視点・分析も重要になると考える。さらに、この先多くの学問分野からの知見の統合の問題も出てくると思われる。

(5) IV-1-(2)の課題ウに関して

[筆者]

- ・「上から」「下から」の定義・意味の記述がなく、何の基準の「上」か「下」か不明確である。
- ・足立氏の言う「上」と「下」の主体を整理すると、課題ウの文章においては、「上」は、①「国家権力」、②「国家権力」が利用しようとした「報徳社や報徳思想」であり、「下」は、「報徳社」である。第五章においては、「上」は、「報徳会」が中心であり、「下」は「報徳社の報徳運動」である。ここにおいて、まず、「上」としている「国家権力」「報徳社や報徳思想」「報徳会」相互の関係を、実例をもって実態から示されたい。次に、同じ「報徳社」に対して、前者では「上」と「下」の両方、後者では「下」となっており、矛盾していることを説明されたい。

3. 各章の結論的に述べている部分に対する考察

IV-1-(2)の中にある「全体像」「統一的な像」なるものが、本書において何にあたるのかわからないので、ここでは仮に、足立氏が各章の「おわりに」または「まとめにかえて」等と、終章において結論的に述べている部分（以下の[足立氏]欄で列举）を集めたものが「全

体像」 「統一的な像」 なるものとして捉えて、それを検討・考察していく。

(1) 「第一章 幕末における遠州初期報徳運動の特質」

[足立氏]

- ① 「掛川藩領内で (岡田佐平治により掛川藩や静岡藩の藩権力を背景にー引用者注) 実施された報徳は領主権力を背景とした点で、他の遠州地域の報徳とは異なったが、…佐平治の仕法は報徳連中の仕法の延長上にあった…。…両者 (佐平治の仕法と他の遠州地域の報徳ー引用者注) の共通点として『豪農指導型仕法』が遠州地域初期報徳運動の特徴」。(p.39)
- ② 「二宮尊徳の仕法も相馬藩、掛川藩の仕法も…封建的領主権力の維持をねらったことに違いない (「違いない」の誤りかー引用者注)。」(p.40)

[筆者]

- ・足立氏は、①内の「豪農」の定義・意味の記述をしていないし、複数人想定しているであろう「豪農」の実名を挙げてもない (文章の流れより、氏は岡田佐平治だけは「豪農」としているように思われるが)。したがって、そもそもどの人が「豪農」なのかわからない、「豪農」とそれ以外との区別がつかない、という問題がある。このこととも関係して、「豪農指導型」の意味・性格がわからない。また、「豪農」と「遠州報徳連中」(本書では、嘉永6 (1853) 年時点で419人) との関係も示していない。
- ・掛川藩における①、②の状況を示すには、筆者は、氏が、岡田佐平治を定義つきの「豪農」としたうえで、ア. 岡田佐平治が「領主権力」をどのように使いながらどのようなことをしたのかを具体的に示すこと、イ. (アが示せたら) それ「領主権力の維持」のみになっていたことを実証・明記すること、が必要になると考える。
- ・②の「違いない」(か) のように氏の思いは強いのであろうが、第一章内で、尊徳、相馬藩、掛川藩が「封建的領主権力の維持をねらったこと」を実証・明記していないので、氏の思いにとどまってしまっている。

(2) 「第二章 報徳社の分布と分布地域の特質」

[足立氏]

- ① 「小作地率が低く、富裕層が比較的厚い地域に報徳社は発展した。」(p.55)
- ② 「遠州地域における豪農層の台頭とネットワーク化、先進的農業技術を伴う報徳伝道などの諸条件が、…社会的経済的特徴と相俟って報徳社運動を発展させた」。(pp.55～56)
- ③ 「県内でも報徳社数が最も多く組織率が高かった磐田郡」(p.58) 「という限定された地域でさえ報徳社は…局地的に偏在していた。」(p.59)。「本社が異なる報徳社が混在していても紛争がおこることはなかったようである」(p.60)。

[筆者]

- ・①に対しては、筆者が、IV-2-(1)-[筆者]で考察した。
- ・①に関して、そのような地域特性だから報徳社ができたとみるのか、報徳社ができたからそのような地域特性になったとみるのかを検討することは重要なことだと思われる。しかし、足立氏は、検討せずに前者の見方を前提としてしまっているのです、どのようにみるのかを明記する必要があると思われる。
- ・②に関して、氏は「先進的農業技術を伴う報徳伝道」を幕末のこととして言っている。それと、明治後半期の資料とを使って②を言っている。こうした状況で、氏が「対象時期」とした「おおまかに幕末から明治後期まで」(IV-1-(1))の全体の報徳社の特質は指摘できないと考えられる。
- ・③に関して、紛争が起きなかった理由は何かは重要だと思われるので、それを示されたい。

(3)「第三章 村落共同体の課題と報徳社の変容」

[足立氏]

- ・足立氏は、①大区小区制への推移、②地方三新法体制および市制・町村制、府県制・郡制による地方自治制の成立、③町村制の施行、という土地に関わる制度の流れに沿って(当てはめて)、報徳社の中身・内容の変容を示そうとしている。
- ①〈1つ目の時期(以下、この言い方は引用者)〉大区小区制へと推移した時期(静岡県では、明治4年の廃藩置県で静岡藩が廃された後、遠江に浜松県、駿河に静岡県が置かれ、明治9年に静岡・浜松両県と旧足柄県のうち伊豆国が合併して現在の静岡県が誕生した時期)…「大区小区制は中央集権的行政制度を目指すもの」(p.81)。報徳社の難村救済(旧復)仕法は、その構成員の生活と生産を維持し、その基盤である村落共同体を維持すべく、村政と一体となって実施」(p.81)。
- ②〈2つ目の時期〉地方三新法体制および市制・町村制、府県制・郡制による地方自治制の成立期(明治10年代、20年代前半。明治11年、地方三新法が出され、村〈旧藩政村〉は自治組織として認められた。制度的に完備されたのが、明治21年の市制・町村制の制定)…(静岡県の)報徳社では「殖産興業や水利土木関連の事業が多いことが特徴」(p.86)。「松方デフレに対しては、報徳社になす術はなく、難村救済(復旧)仕法も実施できなかった。」(p.91)。
- ③〈3つ目の時期〉地方自治制の確立期(明治20年代後半以降。明治29年、民法第一、二、三編が制定され公益法人を規定、同年10月、本社である「遠江国報徳社」「駿河国東報徳社」「駿河国西報徳社」が公益法人として許可され、後、町村社も許可された時期でもある)…「水利土木などによる各村の生産性を高めることよりも公益的、公共的性格

を強めた」(p.92)。明治32年4月修正「遠江国報徳社通則」第13条で、「難村救済や家政仕法を否定」(p.93)。「難村救済仕法，家政改革はできず，庶民金融機関としても後退」(p.94)。さらに，村落共同体(旧藩政村)が行政村へ統合され，報徳社は「水利土木事業の主体でなくなった」(p.94)。「報徳社は依然構成員の生活と生産を維持する機能を果たしつつも，『公益性』にその重点を徐々に移していった…公益性を支える『道徳』の注入=教化がさらに意識されるようになっていった」(p.95)。

- ④〈3つ目の時期〉である「明治二〇年代後半以降の報徳社は，町村制の施行により村政との一体化を解消，報徳社の基盤である村落共同体(旧藩政村)は，生産共同体から生活共同体へと変化，報徳社もそれに伴い，経済的機能よりも思想性や公益性を重視するようになった。」(p.240。これは第八章内の記述)

[筆者]

- ・足立氏は，「遠江国報徳社」「大日本報徳社」系列の報徳社側の史・資料，その他の系統のそれなどを使用してこの章を作成していないので，この章は行政文書(IV-2-(1)-[筆者]で述べた静岡県『報徳社事蹟』)にそのまま乗っかった性格が強いという前提でみなければならない。
- ・氏の「表3-1 報徳社の事業」(p.73。縦軸に「明治1」年から「明治39」年までの「年次」，横軸に「貸付」「風教」「殖産興業」「水利土木」「教育」「賑恤」「難村救済」「篤行者奨励」「時局ニ対スル施設」という事業区分があり，セルの中に報徳社の系統別の「事業」が書かれてある)に対しては，以下の多くの疑問が生じる。ア．横軸の事業区分が極めて行政的である。例えば，「殖産興業」「水利土木」「時局ニ対スル施設」などは報徳社自身が内部から発して使用した言葉ではなく，行政文書上の表現であると思われる。イ．行政的性格が強い事業区分に，行政が捉えた報徳社のほんの一部の「事業」例から，氏が「事業」を拾ってきてセルに振り分けている。ウ．報徳社などの「設立」「開設」「創設」「結成」という「事業」そのものではないと思われるものが，セルの中に12(これは，合計35の「事業」としているもののうち34.3%)も記入されている。この12を除いた残り23をみるだけでは，報徳社の「事業」そのものや第三章のタイトルにあるところの「報徳社の変容」を示すことはできないと考えられる。エ．表中「貸付」が明治1年から明治39年まで全く記載されていない。しかし，「遠江国報徳社」「大日本報徳社」だけをとって，「無利息年付賦貸付」金の貸付は盛んであった(前田C論文)。オ．載せる必要があると考えられる報徳社の多くの事業・業務(本論文での筆者の言葉では，活動)が，行政文書にあがってきていないこともあってか，載せられていない。カ．全体として(静岡県内)報徳社の事業の把握が少なすぎ，この表を基に報徳社の流れや氏の言う「報徳社の変容」を示すことはできないと考えられる。

- ・「明治37」年を例にとっても、「時局ニ対スル施設」のわずか1事業区分内だけに、「報徳社員戦時ノ心得(東)」((東) = 駿河国東報徳社)、「軍事貯蓄趣意書(本)」((本) = 報本社)の2つしか書かれていない。しかし、「遠江国報徳社」の「明治三拾七年度事業報告適用」(『大日本報徳学友会報』第33回, 大日本報徳学友会, 明治38年2月, pp.51~56)によると、「遠江国報徳社」本社だけでも明治37年に12件(町村社督励, 報徳金貸付, 常会, 巡回講話, 訓導講習会, 大日本報徳学友会, 他府県伝道, 報徳館建築, など)の事業がなされており, これらは「遠江国報徳社」本社の重要な事業と考えられる。さらに, 「遠江国報徳社」支社の事業も多数あったのである。
- ・②〈2つ目の時期〉の「松方デフレに対しては, 報徳社になす術はなく」は, どのレベルの術を言っているのか不明である(当時, 報徳社がどのような活動をしたのかを丁寧に発掘されたい)。
- ・③〈3つ目の時期〉(氏が言う明治20年代後半以降)で氏が取りあげた通則の名称は, 明治32年4月修正「遠江国報徳社通則」となっているが, 筆者が収集した実物の名称は, 『報徳社通則』明治32年4月修正, 遠江国報徳社, であるので, 誤りかと思われる。
- ・③に「否定(やっちはいけないの意か, 不明-引用者)」とあるが, 民法でも, 『報徳社通則』明治32年4月修正, 遠江国報徳社, の第13条でも, 「難村救済」, 「家政仕法」を「否定」していない。氏による「否定」というのは事実誤認と思われる。さらに, 『報徳社通則』明治32年4月修正, 遠江国報徳社, の第8条「常会」には, 「天災不幸ノ窮民ヲ救助スル方法ノ事」と明記されているのも, 氏は見落としていると思われる。
- ・③に「難村救済仕法, 家政改革はできず」とあるが, これは大きな誤りである。実際に, 明治32年以降でも, 「遠江国報徳社」は, 「難村救済」, 「家政改革」(ここの「家政改革」は, 氏の言い方であるが, 「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の言い方はこれとは違い, 「社員仕法」「社員家政整理」「家政整理」「社員債務整理」「社員救済」「社員罹災救済」「社員土地購入」「社員耕牛, 器械購入」「社員小屋建設」「社員事業援助」等多数〈「大日本報徳社」文書より〉)を行った。まず, 難村救済の一例を機関誌から拾ってみると以下になる。ア. 明治32年10月14日の静岡県駿東郡田子浦村への大海嘯に対する救援活動, イ. 同33年1月4日の小笠郡掛川町西町の大火に対する「救恤」活動, ウ. 同年8月24日の集中豪雨による大井川堤防決壊, 志太郡相川・吉永・静波三村の流亡に対する救助活動, エ. 同年10月22日の台風本土上陸に対する全村への救護活動, 他。次に, 氏の言い方である「家政改革」に関しては, 「遠江国報徳社」「大日本報徳社」が, 支社, 報徳社員への資金の貸付などの方法で行っていた。
- ・〈3つ目の時期〉で氏がスポットをあてた「難村救済」, 「家政仕法」だけでなく, 明治期, さらには大正期を入れても, 「遠江国報徳社」「大日本報徳社」は, 上記「社員家政整理」

などの他、多くの事業・業務を行った(〈前田C論文〉表2-(1)・表2-(2)・表2-(3)・表3・表4-(1)・表4-(2)・表4-参考資料)。

- ・なお、筆者は、幕末の「遠州報徳社議定書」から昭和36年7月6日改正の「大日本報徳社報徳金取扱規定」までの61にのぼる「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」の定款、規則、通則、等を収集し確認した結果、ほとんどに救済に関する規定があったことを指摘した(拙稿〈平成16年3月〉「近代日本における報徳社の定款、規則、通則、等の救済に関する規定」〈研究ノート〉、淑徳大学社会福祉研究所総合福祉研究室編『平成15年度 総合福祉研究』第8号)ので、確認されたい。
- ・報徳社が、仮に氏が言うように水利土木事業の主体でなくなったとしても、報徳社側に悪い意図なり問題なりがあったことでなく、水利土木事業を行政がやってくれやすくなっただけのことではないか。筆者は、報徳社が、それまでよくやってきたことを評価すべきと考える。さらに、時期をのばせば、「大日本報徳社」副社長・社長河井弥八が、「大日本報徳社」内の業務としてではないが)戦中から全国の治山・治水・砂防に尽力した(河井は、昭和22年、全国治水砂防協会理事長)ことも、報徳社の長年の活動の土壌で育ったことと無関係ではなかったと考えられる。
- ・〈3つ目の時期〉の報徳社の特徴として、③では「公益性を支える『道徳』」、④では「思想性や公益性」と書いて表現を変えているが、「道徳」(その性格については、I-1-eで前述)と「思想」とは違うと思われるので、統一した表現にされたい。また、④の「思想性…を重視」の意味が不明である(思想の性質をもっていることを重視する、の意か)。
- ・③に「『道徳』の注入」が意識されたとあるが、「遠江国報徳社」系列の報徳社は、前史も含めて発生から「心田」の開拓も大切にできてきているので、明治32年以降から、突然に「道徳」を意識したわけではない。
- ・「『道徳』の注入」に関して、誰がどのような中身・内容の道徳を作り、誰に注入したとしているのか書かれていない。したがって、その状況がわからない。仮に、良一郎が道徳的なものを作り、大衆に注入したとしようとしたとしても、実態としても違和感がある。例えば、「遠江国報徳社」の各支社の定款(多数あり)を調べればわかるが、各支社でも自ら道徳的なきまりを作って明記している(作っていない支社もあるが)のである。
- ・③にある「公益性」を支える「道徳」を大切にすることに、何か問題があるのか。
- ・氏が使用する「教化」が、どのような定義・意味なのかわからない。日本において「教化」が一般的になったのは、江戸時代より前に、仏教用語(読み方は“きょうげ”)としてであり、徳化ないしは感化の意味であったと考えられる⁶⁾。その後、歴史的にみて、様々な意味合いをもってきた。明治期・大正期であると、国策に基づく「国民教化」「社会教化」等の歴史もある。また、「教育」の語は江戸時代中期には生まれており、近代において一般的

に使用されていた。こうしたことから、氏が明治期に使用する「教化」の定義・意味を明示されたいところである。また、氏が「表3-1 報徳社の事業」の中で使用している「教育」とどう違うのか説明されたいところである。

- ・〈3つ目の時期〉の報徳社に関して、③の「報徳社は依然構成員の生活と生産を維持する機能を果たしつつ」と、④(③と同じ時期)の「生産共同体から生活共同体へと変化、報徳社もそれに伴い、経済的機能よりも思想性や公益性を重視」とが矛盾している。前者で、報徳社が「生産を維持する機能を果たし」と明記したにも関わらず、後者では「生産」から「生活」へ変わったかのような微妙にずらした表現に変えている。また、後者は、氏自身が示したところのIV-2-(1)-[足立氏]-①報徳社の定義、とも違っている。
- ・④の〈3つ目の時期〉に、社会が仮に氏が言うように「生産共同体」から「生活共同体」になったにせよ、報徳社においては後者の「生活」の中にも「生産」があった。「遠江国報徳社」「大日本報徳社」などの報徳社が「生産」を絶やさないように尽力・努力してきた活動の歴史をみる必要があると思われる。
- ・④に「報徳社もそれに伴い、経済的機能よりも思想性や公益性を重視するようになった」とあるが、そのことが第三章内で実証されていないので、実態把握における大きな飛躍である。
- ・氏は④で、〈3つ目の時期〉(氏が言う明治20年代後半以降)には、報徳社は「経済的機能」「庶民金融機関」なるものを重視しなくなったかのように述べる。また、氏がここで言う「経済的機能」「庶民金融機関」なるもの(氏は、報徳社はこれをもつべきだと考えているか)の中身・内容は読み取れない。仮に、氏がここで言う「経済的機能」「庶民金融機関」なるものを、信用金庫・信用組合のような経済的機能としてみよう。実態としては、明治20年代からの報徳社外による、信用組合への報徳社改組のもくろみに対して、報徳社側は報徳社の人々による反駁等を通して、報徳社をそちらの方向には行かせないように守ったところである(拙稿〈平成2年10月〉「日露戦争後における岡田良一郎の報徳社経営」、静岡県近代史研究会『静岡県近代史研究』第16号、拙稿〈平成6年3月〉「明治期における報徳社批判に対する報徳社の人々の反駁」、『淑徳大学研究紀要』第28号、で言及)。したがって、信用金庫・信用組合のような経済的機能自体を、「遠江国報徳社」はそもそもたなくてもよかったのである。
- ・氏が扱った全ての期間を通して、「遠江国報徳社」「掛川農学社(舎)」「大日本報徳社」には、荒地の開拓と「心田」の開拓のどちらの活動もあった(筆者の一連の著書・論文より。特に〈前田C論文〉より)。この状況を、時期によっては“経済と道徳の両立(調和)”などとも言った。氏の本書のカバーも、「大日本報徳社」の正門の二柱「経済門」(向かって左側)、「道徳門」(向かって右側。どちらも明治42年建立)を大きく写した写真になっ

ている。氏が明治20年代後半以降変わったかのようにするその明治20年代後半よりも時代が下った明治42年建立の二柱の写真である。

- ・本章全体に対して、筆者は、氏が試みたところの、①大区小区制への推移、②地方三新法体制および市制・町村制、府県制・郡制による地方自治制の成立、③町村制の施行、という土地に関わる制度の流れに沿って(当てはめて)、報徳社の中身・内容の変容を示すことはできていないと考える。

(4)「第四章 非主流『民衆的』報徳の系譜」

[足立氏]

- ①「遠江国報徳社」を率いた岡田良一郎は行政権力に積極的に近付き、同社発展の大きな力となったが、一方遠譲社の福山滝助や金井利太郎、報本社の新村里三郎らは権力に迎合することはなかった。報徳金貸付の位置付けなどで両者は相違していた。しかし、ひとつの行政村内に遠江国報徳社所属社と遠譲社所属社が対立なく併存したり、いずれの報徳社も共同体や構成員の生活、生産の維持を目的に結社され、両者に本質的な相違はなかった。(pp.126～127)

[筆者]

- ・上記文章に限らず、足立氏は「行政権力」を多用する。Ⅱ-1-[筆者]とⅢ-4-(1)-[筆者]で前述のように、「権力」は多くの推測や膨らんだイメージをもたせられてしまう言葉であるので、氏が想定する「権力」の中身・内容、意味を明記する必要があると考える。そのうえで、行政に、どのような時にどのような中身・内容、意味の「権力」があったのかを示す必要があると考える。以下、氏が想定する「権力」の中身・内容、意味がわからないので、筆者は便宜的に氏の「行政権力」を「行政」と表現する。また、氏が単独で「権力」を使用している箇所については、「行政」のことであると筆者が判断できる時に「行政」とし、そう判断できない時には氏が想定する中身・内容、意味がわからないままかぎ括弧つきで「権力」とする。
- ・①では、「行政権力」から始まり、次に出てくる時には「行政」が落ち「権力」だけになっているのは、(氏が意識している・いないに関わらず)結果的に言葉上の操作になってしまっていると思われる(p.217でも、「権力」だけ)。
- ・「岡田良一郎は行政権力に積極的に近付き」とあるが、岡田は、「行政」の求めに応じて話をしたのか、「行政」を利用したのか、氏が想定する「権力」を悪用する行政に「迎合」したのか、その他のかわからない。いずれにせよ、本章では岡田が行政との関わりで行ったことの実態とそれに対する氏の分析・解釈が示されていない。
- ・①は、「遠江国報徳社」の「発展」(Ⅳ-2-(1)-[筆者])で指摘したように、何をもって

「発展」としているのか不明)の「大きな力」として、「権力」をもった「行政」があるかのような書き方である。もしそのようにみるのであれば、「権力」をもった「行政」が、報徳社を「発展」させた過程なりを、実証的に示す必要があると思われる。

- ・岡田等が行政と関わったことはある。そのことにより、報徳社数が急増したり、報徳社の活動が大きく曲げられたりしたような形跡があれば明確に示されたい。互助的なこと、農業実験、「常会」、「集談会」などの教育的なこと、福祉的なことなど、行政よりも、「遠江国報徳社」の方が先行して行っていたことが多く(筆者の一連の論文より)、そのことを、行政側が敬意をもって参考にしようとしている場面が多い(行政からの視察の記録、静岡県庁での座談会、行政による報徳社に関する記述、等より)と筆者は解釈する。
- ・本章と第八章を合わせても、氏が出している報徳社の「八系統」(p.99)(氏は別に、「八本社」〈p.44〉、「八グループ」〈p.44〉とも呼称)の全てをみきれていないので、「全体像」(IV-1-(2)-ア)を捉えることができたとするには無理がある。

(5)「第五章 地方改良運動期報徳運動の二重構造」

[足立氏]

- ①「上から」の報徳である報徳会と「下から」の報徳である報徳社の報徳運動が「相補関係にありながら」「併存し展開」した。この二重構造が、近代社会形成期における報徳運動の特質であった。(p.159)
- ②「研究史では、…民衆運動として始まり、展開した『下から』の報徳社運動と報徳を国策として利用しようとした国家権力による『上から』の報徳運動とを、同じく報徳運動として理解している」。「前田寿紀氏も(報徳会と報徳社の両方含めて-引用者注)報徳運動を全体として評価している如くである。」(p.9。これは序章内の記述)

[筆者]

- ・IV-2-(5)-[筆者]で前述のように、「上から」「下から」の定義・意味の記述がなく、何の基準の「上」か「下」か不明確である。
- ・「上から」「下から」の定義・意味に基づいた報徳社・報徳会における「上から」「下から」に関するきめの細かい考察が必要ではないか。筆者は、特に報徳会は、これ程単純に規定できるものではないと考える。例えば、足立氏が「上から」とする報徳会のうち「(中央報徳会)」でも、有志により作られ始めているので、見方によっては「下から」の要素もあったかもしれない。
- ・②のように氏は、筆者が報徳社と報徳会とを混同しているかのように述べているが、筆者は一度も混同したことがない。氏よりも前に、混同している他者の研究・文章に問題を感じ以下のように指摘してきた。「石田雄『明治政治思想史研究』(未来社、昭和29年)の記

述は、報徳社そのものよりも報徳会を対象に言及したものであり、報徳社に関しては若干の記述にとどまる。石田自身は、報徳会の記述をする際に、『報徳会(社ではない)運動が』(p.196)のように報徳会と報徳社とを区別している。しかし、引用等より報徳社に関する他の多くの研究に影響を与えている点、影響を受けた研究の一部が、報徳会と報徳社を混同している点、等から近代日本における報徳社に関する先行研究を検討する際に欠かせない研究である。(〈前田B論文〉)。ちなみに、足立氏が「第五章 地方改良運動期報徳運動の二重構造」のものと論文を発表されたのは平成20年で、上記②の文章を本書に載せられたのは平成26年であり、〈前田B論文〉での上記の筆者の指摘(平成14年)よりもはるか後である。

・両者が違う組織であり、両者が同時期に存在したという事実は、現在、近代の報徳を研究されている研究者であれば、ほとんど誰もが知っていることと思われるので、その事実を指摘しても意味はないと思われる。氏は、自らが出しているタームであるところの報徳会と報徳社との「相補関係」の実態を示すことや、「二重構造」になっていること自体の意味を示す必要があると思われる。

(6)「第六章 報徳指導者岡田良一郎の報徳思想」

[足立氏]

- ①「本章と続く第七章は、岡田の思想と行動を検討する。」(p.165)
- ②「至誠」「勤儉」などの報徳の徳目は、「難村旧復仕法」などを行うために自覚化された実践倫理であり、岡田の「報徳三綱領」は、それをより近代的に整理したものといえる。岡田(の思想か—引用者注)のみならず報徳思想は、国家主義に摂取、編成されたとは必ずしもいえない。岡田が親和感を抱いた教育勅語も、「致富」や「富貴」が目的であり、そのための「道徳」と考える岡田の論理と拮抗するものではなかった。一見国家主義とも思える一面や地主的限界はあっても、岡田の現実に対応した富国構想や実際の行動は、地域や「中産以下人民」の立場で一貫していた。(p.187)
- ③岡田の「窮民恤救に重きを置かずして、窮民の生ぜざらしめんことを務め、天災地変を救助するに喜捨を以てせずして、無利息金貸付を以てし、其災をまぬがるゝの後に於て年賦を以て返償せしむ。借者依頼心を生ずる無く、恩恵に報ゆるに元借金^(ママ)を以てす。…孤寡廢疾無力者は土台金ををて之を恤救し飢餓をまぬかれしむ」(p.178)は、基本的には「救貧」ではなく「防貧」であり、この論理からは「自力更生できない人は切り捨てられる」ことになる(p.179)。

[筆者]

- ・足立氏は、①のように「岡田の思想と行動を検討する」としながらも、第六章、第七章ともに「行動」をほとんど取りあげていない(それとも氏は、良一郎の言動自体を「行動」

としているのか)。また、「思想」に関して、『淡山論集』（岡田の講演の一部の記録）を扱っただけである。

- ・岡田に限っても、講演は『淡山論集』以外も多数ある（「遠江国報徳社」「掛川農学社（舎）」「大日本報徳社」の機関誌に多数あり）。また、岡田以外の報徳社の人々（例えば、II-3-3）- [筆者] - ウ・エ内の人々の講演記録もある程度発掘できる（「掛川農学社（舎）」の「集談会」の講演に対しては、筆者が、拙稿（平成元年3月）「近代日本における報徳社の教育活動に関する研究（II）- 『掛川農学社（舎）』の『集談会』を中心に-」、金沢大学大学教育開放センター『金沢大学大学教育開放センター紀要』第9号、で分析）。
- ・「岡田の思想」イコール報徳社の実態、ではない。岡田に関わる報徳社の実態に近づくには、少なくとも岡田の息がかかった報徳社の活動そのものを示すこと（これも、岡田の「行動」を示すことになる）は必要であろうが、本書全体に広げてもなされていない（静岡県『報徳社事蹟』という行政文書内の記述からの引用は別として）。
- ・氏が引用した③の岡田の言葉から、氏の「自力更生できない人は切り捨てられる」という見方がそもそも導けない。③の岡田の言葉内で、岡田は、「孤寡（^{（こ）（か）}孤児と未亡人-引用者注）^{（はいしつ）}廢疾（身体の障がいを伴う回復困難な病-引用者注）^{（むりょくしゃ）}無力者」（いずれも当時の社会において使用されていた言葉、岡田が使用した言葉であり、筆者の意図する言葉ではない）に対して「（報徳社の-引用者）土台金」で「恤救し飢餓をまぬかれしむ」と言っているのであり、「切り捨て」どころか、尊徳同様に衣食住を成り立たせ、命を救おうとする重要な言葉になっている。
- ・第六章という1つの章内でも、②の『「中産以下人民」の立場で一貫』と③の「切り捨て」とが、整合性がとれていなく矛盾して混在している。
- ・筆者は、氏が、「切り捨て」た事実・証拠があるとしたいなら、何よりもそれを発掘・把握して明確に示す必要があると考える。
- ・「防貧」は、「救貧」よりも前に対策をうつことであり、最初からセーフティーネットを張る考え方であるので、氏が③で言うような「防貧」（の論理）イコール「切り捨て」ではない。
- ・「救貧」よりも「防貧」の方がより進んだ考え方と思われる。岡田が、いち早く「防貧」を意識し、実践した（それ以上に、岡田は広い意味での「防貧」と考えられる荒地の開拓と「心田」の開拓を、国・行政が「防貧」を言う以前から実践してきている）ことの意義をみるべきではないか。さらに、「大日本報徳社」でみれば、「防貧」を意識したからとて、「救貧」を放棄していない。氏が対象とした時期をさらに越えた昭和に至っても、「防貧」「救貧」をしていた。一例として、昭和10年に「大日本報徳社」が行った事業（『報徳社事業年鑑 第二十一』大日本報徳社文書、pp.10~12）の一部として「(8)防貧救貧其他社会事業：①救恤、②児童保護、③奨兵、④慶儀（冠婚、祝儀）、⑤慰問弔祭（病氣見舞、弔祭料

贈呈), ⑥敬老会, ⑦貯金奨励, ⑧公益事業。(9)地方公共福利増進ニ関スル事業: ①道路橋梁修繕, ②公益電燈寄附(街燈), ③火防, 水防組援助, ④水路修繕, 橋梁架設, ⑤公益事業援助, ⑥共同倉庫設置」などがあつた(この中の特に「③奨兵」については, 尊徳の報徳思想・報徳仕法の内在論理との関わりで, 考察する余地があると思われる)。

- ・なお, 「救貧」「防貧」は, 近代を待たなくても実態として既に尊徳が行っていたことでもある。

(7)「第七章 岡田良一郎の報徳富国構想とその変化」

[足立氏]

- ① 岡田の師二宮尊徳がそうであったように, 報徳は「権力に抵抗しない」。しかし, 人民に主体的な努力を求めたのと同様に「権力」に対して地方税の軽減など「分度」と「推譲」を求めた。この態度は岡田の富国構想あるいは行動において一貫したものであつた。保守的装いを帯びつつ「中産以下人民」の立場を貫いた点に, 「民権」「国権」(の二項対立的な状態—引用者)を越えた岡田良一郎の独自性があつた。(p.217)

[筆者]

- ・①の文中, 「権力に抵抗しない」の主語(主体)が明確にわからないが, ①と前後の文脈より「岡田」「二宮尊徳」「報徳」の3つと考えられる。「岡田」「二宮尊徳」は人物であるが, 「報徳」は人物以外である。最初の一文は, 人物の話から始まり, その後人物以外をもってきてそれが「権力に抵抗しない」としているが, 文章としておかしいと思われる。
- ・①でも「行政権力」の「行政」を落としたと思われる「権力」自体の定義・意味が不明(IV-3-(4)-[筆者]で前述)である。「権力に抵抗しない」にある「抵抗」する・しないの意味も不明である。何をもって「抵抗」としたいのか明確にされたい。
- ・主語(主体)が何かは置いておいても, 何よりも本文中でどのような中身・内容, 意味の「権力」に対しどのように「抵抗しな」かったのか実態が示されていないことで, 「報徳は(或いは, 岡田はか—引用者)権力に抵抗しない」の文章の説得力がないと思われる。
- ・筆者が, もし抵抗という言葉を使うのであれば, 岡田良一郎が, 行政がやらなかった・やれなかったところの荒地の開拓と「心田」の開拓を行ったことは, ある意味, 行政への抵抗をしたことであると捉える。

(8)「第八章 金井利太郎と岡田良一郎—村落共同体の変化への対応の相違—」

[足立氏]

- ①「遠江国報徳社を中心とした主流の報徳社は, 最下層の切り捨て論理を内包する地主的な階級性を有していた」。(p.241)

② 遠譲社は、地域的結社にとどまった。(p.240)

③「報徳社は、地主が小作との融合(階級調和)をはかることを基礎に村内のマジョリティをもって組織され、…村落共同体の課題に即応し、機能した結社であった。しかし、階級制があったとはいえ、それらは、国家権力を背景に組織されたものではなく、中小地主を中心に構成員の生産や生活を守るべく組織されたものであり、その意味で報徳社運動は民衆的な運動であったと考えられる。」(p.241)

[筆者]

- ・この①に至ると、(足立氏が、第六章で「切り捨て」論理をもっていたとした)岡田ではなく、「遠江国報徳社」などが「切り捨て」論理をもっていたと大きく飛躍されている。
- ・①の文章に説得力をもたせるには、筆者は、氏が、ア.(少なくとも)「遠江国報徳社」本社・支社の構成員を職業構成比を示し、地主がほとんどであることを示すこと、イ.その構成員の経済的状況を数値で示し、その優位性を示すこと、ウ.「遠江国報徳社」などが「最下層の切り捨て論理」をもっていたことを実証すること、が必要になると考える。さらに、「切り捨て」た事実・証拠があるとしたいなら、それを発掘・把握して明確に示す必要があると考える。
- ・③の「マジョリティ」と、他に使用しているところの「階級」(p.179, p.241, など)・「階層」(p.119)(の下ではないの意か)との言葉上の整合性がとれていない。
- ・この「第八章」に至るまでの章内で、氏が、報徳社の構成員の「マジョリティ」としたかったであろう「豪農」(p.55),「地主」(p.55),「中小地主・自作層」(p.55),「上層農民」(p.121),「富裕層」(p.55),「多額納税者」(p.54)などの言葉と、報徳社の構成員の「マジョリティ」に入らずかつ「切り捨て」られたとしたかったであろう「貧窮層」(p.55),「小作層」(p.55),「中・下層農民」(p.121),「最下層」(p.241)などの言葉が、あまりにも乱立しており、読み手に混乱を与える。
- ・氏が報徳社に対して述べた言葉である「下から」(p.8),「民衆的」(p.241),「構成員の生産や生活を守るべく」(p.241),「『中産以下』の村民を含む村落共同体の維持のために機能した」(p.249)などと、①の「切り捨て」とが矛盾して混在している。
- ・筆者は、「遠江国報徳社」の活動があった方が、仮にそれが全くなかったと想定した場合よりも、格段に経済的困窮者を助けたり救ったりしたと考える。活動事例を挙げれば、以下がある。ア.経済的困窮者を救った「義田」法による活動。イ.報徳社内の人々はもとより、報徳社外の人々、後の人々にも恩恵を与え続けているところの報徳金使用による活動。ウ.多くの人が貧困に陥らないための教育活動。エ.行政に頼らずに行った防貧と救貧の活動。オ.その他。

(9)「終章 報徳運動と近代地域社会」

[足立氏]

①「大正期に入ると増数はなくなり、報徳社は停滞期に入る。報徳社は尚在地性を保っていたものの毎年同じような活動、行事が繰り返されるようになり、硬直化していった。修養団体、貯蓄団体としての性格も濃厚になっていった。」(p.250)

[筆者]

- ・まず、足立氏は、①より大正期の報徳社の活動が、「停滞」したとしたいと思われる。
- ・氏が「大正期に入ると増数はなくな」ったというのは、増数がゼロになったということである。しかし、これは事実と異なる。氏自身が、本書に掲載した「表2-1 遠江国報徳社所属報徳社年次別設立件数」(p.45。出典は、小川信雄〈昭和47年〉「報徳社の発展過程—報徳社年次別設立件数について—」、『駿台史学』第31号)では、大正1年度は10増、大正2年度は18増、大正3年度は12増、大正4年度は14増、とあり、以下、大正15年度(昭和1年度)まで各年度で増がある。「現在社数」でも、大正1年度は552、大正2年度は564、大正3年度は572、大正4年度は585であり、以下大正14年度までほぼ増加し続け、大正14年度は629、大正15年度は627、とあり、大正1年度から大正15年度に至るまでに、減も考慮して75増となっている。このように、①の文章と本書内「表2-1」との整合性が全く取れていない。
- ・八木繁樹(昭和62年)『報徳運動100年のあゆみ』緑蔭書房、昭和62年増補改訂版、p.867、によると、「大日本報徳社」が「入社許可」した社数は、大正元年から大正15年(昭和1年)まで毎年あった。例えば、大正4年が15社、同9年が7社、同14年が7社、である。
- ・参考までに、筆者が収集した史資料から、「遠江国報徳社」「大日本報徳社」の支社の数のおおよその変化が推測される。①明治30年12月現在における「遠江国報徳社」の町村社数232(『三才報徳現量鏡』遠江国報徳社、明治30年12月、p.18)。②大正10年12月現在における「大日本報徳社」の町村報徳社数615(『三才報徳現量鏡』大日本報徳社、大正10年12月、p.7)。③昭和10年度における「大日本報徳社」の所属社数788(『報徳社事業年鑑第二十一』p.1)。④昭和16年度における「大日本報徳社」の所属社数877(『報徳社事業年鑑第二十六』公益社団法人大日本報徳社、昭和16年度、p.1)。
- ・大正期は、全国の報徳社が大合同(大正13年4月)し「大日本報徳社」となったように、安定的に大きく変化した時期である。
- ・大正期において、仮に氏が言う「毎年同じような活動、行事が繰り返されるようにな」っていたとしても、イコール「停滞」「停滞期」とは言えない。筆者の研究からすると、「停滞」ではなく、「安定」の方がよりふさわしい言い方である。安定して活動していた状況は、〈前田C論文〉の多数の表からも推察できるが、〈前田A論文〉等で示した。

- ・次に、氏は、大正期の報徳社が、性格を大きく変えて「修養団体」「貯蓄団体」になったと思われる。このことに対し、筆者は、何よりも氏が本章において大正期の報徳社の活動実態を示していない状況で、この時期の報徳社の性格付けはできないと考える。
- ・氏は、大正期の報徳社を「修養団体」にしようとしているが、筆者は氏が「修養団体」の定義・意味を示す必要があると考える。書かれていないので仮に、「心或いは精神的なものの修練や養生をする団体」としても、報徳社は、大正期でも実践・活動が伴っていたので、心・精神の修練や養生だけの団体ではなかった。「修養団体」の範疇に報徳社をもっていくことは、報徳社の性格、報徳社の活動実態とも大きく関わることなので、慎重にされたい。
- ・また、氏は、大正期の報徳社を「貯蓄団体」にもしようとしている。このことは、報徳社が、貯蓄だけをしていた（金銭を回さなかった、金銭を使用した活動をしなかった、など）という印象を与える。しかし、大正期には「報徳金」を使用した実際の活動も行われた（前田C論文）。一例として、「大日本報徳社」本社の大正10年の貸し付けは以下である（『三才報徳現量鏡』大日本報徳社、大正10年12月、p.5・9、より）。「土地購入及旧債償還」のため、社員へ31,000円。「肥料共同購入土地買入家政補充社員救済等」のため、町村報徳社へ17,000円。その他。
- ・なお、氏は全く記述していないが、大正期には、「遠江国報徳社」「大日本報徳社」系の報徳社は、福祉的活動も行った（このことは、それ以前にはやっていなかったということではない）（この活動に関しては、〈前田A論文〉）。
- ・IV-3-(9)-[足立氏]-①の氏による大正期の報徳社の姿は、IV-2-(1)-[足立氏]-①で氏自身が設定した報徳社の定義による報徳社の姿とは別物になってしまっている。

V. 近代日本における報徳社などに対する否定的な研究に関して

取りあげた3著書だけに限らず、近代日本における報徳社などを対象とした著書・論文・学会発表等で、報徳社などに否定的な見方をしようとする研究が、（言葉として明確に出している・いないに関わらず）奥に秘めていると考えられることは、おそらく、1. 経済的なこと（中でも格差などの悪い意味でのそれ）、2. 「近代天皇制」のこと、3. 戦争のこと、の1つまたは複数なのであろう（その他もあるかもしれないが、ここではこの3つに限定する）。

これらのことをストレートに出さずに、近代日本における報徳社などを取りあげ、近代日本における報徳社などと、近代天皇制の強まり、階級・階層、資本主義確立（期）、日露戦後経営、植民地、戦争、などの状況・状態とを関わらせようとしているように思われる。近代日本における報徳社などにスポットを当てるので、それらの状況・状態に悪い意味で影響を与えた代表格、責任者位に近代日本における報徳社などをもっていきがちである。しかし、

どれと関わらせようとするにせよ、否定的な見方が完全に成り立っている著書・論文・学会発表等は未だ出ていないように思われる。

さらに、近代日本における報徳社などの一部の人の(特に明らかに誤った報徳解釈における)言葉尻をとらえたうえでの否定的な見方、近代日本における報徳社などの活動そのものを丁寧に発掘しないうえでの否定的な見方などが多いため、論としても複雑な状況になってしまっていると思われる。

1, 2, 3 に関して、近代日本における報徳社などに対する筆者の見解を述べれば、以下のようなになる。

1. 経済的なこと

- ・近代日本における報徳社などが、経済に与えた影響は、国家経営や国民全体に及ぶ程のものではなかった。また、資本主義確立へ大きく影響を与える程のものでもなかった。その理由は、報徳社の「報徳金」は、報徳社の構成員が、(誰か・何かの強制によって出させられたのではなく)出すことが可能な余剰で出したお金が集積されたものであり、主に地域社会をよくしようと使用されたものであったからである。
- ・近代日本における報徳社の構成員の経済的状況(細かいことを言えば、それは、報徳社の構成員の職業からわかるものではなく、報徳社の構成員の年収・年商などの状況、金銭などの蓄積の状況などからでないと正確には言えない)の優位性を指摘しようとする研究があるが、①数ある報徳社の数ある構成員の経済的状況を示すことからできていない、②報徳社が結成される以前からあったところの階級(階級については、筆者は、報徳社の構成員がいきなり作ったものではなく、既に弥生時代或いはその前からあったものと考察する)が、報徳社によって強化されたとしたいようであるが、そのことを実証できていない、③報徳社が、経済的困窮者を救ったり、人々に経済的恩恵を与えたりした例が多い。

2. 「近代天皇制」のこと

- ・「近代天皇制」の中身・内容、意味、「近代天皇制思想」の中身・内容、意味をどのように捉えるのかを明確に提示していないうえでの近代日本における報徳社などに関する研究がほとんどである。このことで、近代日本における報徳社などを「近代天皇制」「近代天皇制思想」に関わらせようとしても、何を言いたいのかわからない状況を自ら作ってしまっていると思われる。
- ・尊徳が「天地」への報徳を言う時の「天」は、「天皇」ではなく、天然・自然の意味である(このことがわかっている近代の人でも少なからずいた)。この「天」を、研究者側が「天皇」と短絡的に結びつける研究もみられたが、そのことは間違いである。

- ・「(中央)報徳会」の人々の言動の中にも、天皇制、(国民)支配では捉えきれない側面が出ている。

3. 戦争のこと

- ・2の「近代天皇制」と、3の戦争とを結びつけている研究者もいる。その見解から、近代日本における報徳社などと戦争とを関わらせることもある。
- ・近代日本における報徳社などを戦争と関わらせる著書・論文・学会発表等は、戦中等の個人・組織を単位・ベースとし、それらを戦争遂行と関わらせ否定的に見ようとする論法であるため、個人・組織による諸々のもの・こと(の全て)が報徳と言えるのかどうかを丁寧に見るという視点がほとんどないうえでの論法になってしまっている。
- ・筆者は、自ら報徳と冠していた個人・組織においてであれ、戦中等に戦争遂行と関わらせたもの・ことのほとんどは、もはや報徳ではなかったと考える。その理由は、尊徳の報徳思想の核(核心)に、人々の衣食住を成り立たせようとする、社会を成り立たせようとすることがある(I-1-cで前述)のにも関わらず、戦争のように、日本・外国含めて、人々の命を奪うこと、人々の衣食住を壊すことを実行したりそれに賛同・協力したりすることは、その核(核心)とは正反対にあたるから、である。核(核心)を失ってしまったら、報徳は成り立たないであろう。
- ・研究上であれ、もはや報徳ではなかったもの・ことまでも報徳として扱うことは大きな混乱をもたらす。
- ・もはや報徳ではなかったもの・ことを生み出した個人・組織を責める(筆者は、このことを、研究者が研究上で行うべきではないと考える)だけではなく、何故もはや報徳ではなかったもの・ことが生み出されたのか、近代日本における報徳社などの内的(尊徳の報徳思想の内在も含む)・外的要因から、客観的、実証的に明らかにする作業の方が、より生産的であり重要であると考え。

[註]

- 1)『農業雑誌』第4号、学農社、明治10年10月、p.8
- 2)小川誠(昭和34年)「中遠における水稲生産力の形成過程—明治中期を中心として—」、農業発達史研究会『日本農業発達史』別巻下、中央公論社。
- 3)大藤修(平成27年)『二宮尊徳』吉川広文館、p.292。
- 4)一般社団法人尚友倶楽部、中園裕・内藤一成・村井良太・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編(平成27年)『河井弥八日記 戦後篇1 [昭和二十年～昭和二十二年]』信山社出版、p.233。
- 5)静岡県『静岡県報徳社事蹟』報徳学図書館、明治41年再版。
- 6)山本恒夫(昭和47年)『近代日本都市教化史研究』黎明書房。

A Study and Critique of the Publications on Hotokusha in the Modern Period

MAEDA, Hisanori

This paper aims to study and examine three publications on Hotokusha in the modern period that came out in recent years. I tried to reach its intrinsic matters.

These three all have some negative point of view of Hotokusha.

Not only these three but also there are several publications, papers, papers at an academic societies on modern Hotokusha that have also some negative point of view. Those are for example on a. economical matters, b. the modern emperor system, c. wars.

As long as I studied and examined those tree, no one could succeed to accomplish their point of view. I hope more careful study will be brought about.